

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-126）、MOX 燃料加工施設（1-129）」

2. 日時：令和4年5月30日（月） 10時30分～11時50分
16時30分～17時45分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、岸野主任安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、瀬戸川安全審査専門職、高梨安全審査専門職、森野安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 須藤 専務執行役員 再処理・MOX設工認総括責任者

宮越 常務執行役員 再処理事業部長

松田 常務執行役員

大柿 常務執行役員 再処理・MOX燃料加工安全設計総括

森 執行役員 安全・品質本部長

須田 執行役員 他10名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

「設計審査委員会の開催件名」

「設計要求事項検討表（主排気筒、A4 冷却塔、G10 冷却塔の耐火塗料塗布工事）
rev0」

「設計要求事項検討表（主排気筒、A4 冷却塔、G10 冷却塔の耐火塗料塗布工事）
rev2」

参考

- ・ 令和4年5月24日
「日本原燃(株)再処理施設等の設工認等に関する面談」
<https://www2.nsr.go.jp/data/000391662.pdf>
- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書(令和2年12月24日)
「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書(令和2年12月24日)
「日本原燃(株)から再処理事業所MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	録音を開始しました。規制庁志水です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。
0:00:08	本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、
0:00:14	レビュー体制等についてヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:19	まず規制庁側の出席者を紹介しますと本庁会議室からハセガワコサクとナカガワタジリ。
0:00:29	ツガネ、オオハシ、瀬戸川シミズ。
0:00:33	岡とWEBからストウカミデオオカタケダキシノ、モリノ以上になります。
0:00:42	それではまず脇原燃側から出席者の紹介をお願いします。
0:00:49	日本原燃丸です。本日の出席者を紹介いたします。
0:00:53	ストウミヤコシオオガキマツダ。
0:00:58	モリ浦野でございます。
0:01:01	よろしければ、こちらからまず全体総括として須藤から説明を変えさせていたきたいと思えます。よろしく申し上げます。長谷川ですけど別に。
0:01:12	その総括とかもいらなくて、我々の要求してたことを、上から純化したから順かどっちでもいいんで。
0:01:21	話をしてもらえばいいんだけどでも1週間もたったからね。
0:01:25	なんかあんまり意味もないんだよね。
0:01:29	なので、
0:01:31	どういうやり方でしょうか。
0:01:33	皆さんが準備してない話でもしてもらおうか。
0:01:37	せっかく準備したから上でも下からでもいいんです、上からでも下からでもいいんで、要はチェックの順番に、それぞれ、
0:01:48	見るべき観点をちゃんと説明していただけます。
0:01:54	古作です。今上川からは上からでも下から2基言われましたけど、一方で
0:02:02	実際にやった流れでっていうところで最後もあったように、
0:02:08	それぞれの人が自分の部下が何をやってるかっていう古藤の認識も含めて話をしてもらった方が、こちらとしては聞きやすいかなと思えますので、その作業の流れの中で、

0:02:19	順々に話をしてもらえかと思います。で、役員の方が順番がないのかも しれないのでその時は順不同でいいんですけど、
0:02:29	お話しされる際には部下がどこまでやっていてそれをあれは私はこうい うふうに見てますと。
0:02:35	というようなことでお話いただければと思いますけどもよろしいですか。
0:02:43	須藤ですけども、了解いたしました。
0:02:46	今回いわゆる確認行為の全体像をまず簡単にご説明したいんですけどよ ろしいですか。
0:02:55	どうぞ。
0:02:57	今回はですねチェック混入はまず第一段階として資料作成及び作成者、実 際に資料作成にするにあたっての、
0:03:07	作成者によるチェックをしています。それから第二段階としては、レビ ューボード及び責任者がチェックをしています。今回はそれに加えて第 3段階、第三階層ということで、
0:03:19	役員によるチェックを行います。
0:03:21	第3ヶ所のチェックは共通。
0:03:24	スウェイ施設購入資料作成の目的を認識した上で、役割分担を行って、 実施しています。
0:03:34	スダマツダオオガキによる技術基準の適合性と、仕組みが実効的に実施 されていること、それからしてミヤコシによる全体総括として、
0:03:46	実施すべきことがすべて終了しているかを確認します。
0:03:50	モリはこれらの仕組みが適切であることを確認しています。
0:03:54	下部、それぞれがですね、確認の視点を定めて、抜き取り等で実際の資 料を確認することを行っています。
0:04:02	それではですね具体的にどのような、今ご指示がありましたことについ て、説明をしていきたいと思っておりますけども、順番はですね、
0:04:13	オオガキマツダスダが実際に行ってご説明した上で、ストウミヤコシか ら最後にモリがですね、総括してお話をさせていただければと思いま す。
0:04:25	よろしければ大垣さんお願いいたします。はい新野植野オオガキでござ います。
0:04:30	それではまず私が行う思っております。確認、チェックについてご説明 したいと思います。
0:04:37	私がまず行いましたのは、
0:04:41	これ松田さんとの共通ですけれども、作成及びレビューのですね仕組み が実行できたのかどうかということを確認いたしました。

0:04:50	具体的な方法としましては、作成者、それから各階層におけるチェック者ですねそれぞれチェックシートを作っております。合計で4000のチェックCではあるんですが、
0:05:02	まずはこの作成者それからレビュー者が使っておりますチェックシートのチェック項目が適切であるか、適切あるかというのはその中できちんと、技術基準の適合性、事業許可への整合性、それから条文間の横並び、
0:05:16	或いはヒアリング、会合等での要求事項の反映状況、それから、MOXとの記載の整合、さらに、発電の記載が適切に採用されているかと。
0:05:29	いう観点がARM網羅的にも盛り込まれているかどうかということをもまずチェックシートで確認しまして、それぞれ担当10分決めて、そのチェックシートに沿ったチェックがきちんと行われることを確認いたしました。で、
0:05:42	私につきましては、耐震関係ということで、五条地盤6条の地震、それから七条の津波、これについて、まず一通りチェック施策にいたしました。さらにその上で、
0:05:54	地震00につきまして、具体的に別紙1から、
0:06:00	6についてですね、技術基準への適合を許可整合、さらに、本文添付処理及び説明資料の展開についての視点からですね、実際に物を見て確認いたしました。下部にあたっては、
0:06:12	実際に担当者に来てもらいまして、作成者から直接規定をしながらですね、その内容について確認いたしましたところに
0:06:22	今回MOXのですね、意識提出以降に、
0:06:28	行われたヒアリングでのコメントを中心に、そのコメントの反映状況、パンチリストには上がっておりますコメントの反映状況を確認しまして、幾つかコメントしておりますけども、その適切性を確認したところでございます。
0:06:41	以上が仕組みが実効的であるかということの確認です。これに加えて、
0:06:47	まず一つはですね設備選定に関しては、溶解設備を対象にですね、その溶解設備において発生する恐れのある重大事項。
0:06:58	これを対象に、重大事故が発生した場合に、
0:07:04	発生する恐れのある機器からですね志和屋鬼頭までの経路、システムに必要な機器を漏れなく、記載していることを、臨界事項、蒸発乾固、水素爆発を対象に、

0:07:15	その評価設備以降のですね、設備を今森状況を確認することによって、モリノ等確認いたしました。
0:07:28	それからさらにですね、それに加えてですね
0:07:31	ばこの法令報告、
0:07:33	過去の法令報告事象で、これにおいてですね約束した事項が確実に反映されているという観点から確認を行いました。具体的には再処理施設における法令報告事象 8 件、
0:07:45	についてですね、設計方針へのフィードバックの必要性及び設備選定への反映の要否を検討しまして、3 件の事象を抽出しました。
0:07:56	具体的にはですね、
0:07:59	設計方針へのフィードバック必要な事項として、落雷による安全機能の喪失でございますので、これについては外部収益の落雷についてですね、
0:08:10	浦議長に伴う、その設計のフィードバックが確実に別紙資料で資料に反映されていることを確認いたしました。
0:08:19	それから田尻先生の反映という意味ではですね、すみません、規制庁小関です。沖さん申し訳ありません。ちょっと話が散逸してきてですね何を言われてるのがよくわからなくなって、
0:08:33	きたので、設工認能ヒアリングですから、設工認の体系の中で、どこの場所についてどのようなことをやったのかっていうのを明確にして欲しいんですね。
0:08:45	急にトラブル対応についてと言われても、何のことだかわからないですしその間に、設備選定の話も入ってきて、
0:08:54	設備選定の中に重大事故ってというような話も入ってきて、
0:08:58	一体何の話を、どういうところを見たのかがわからなくなってきたんですよ。
0:09:04	申し訳ないんですけどあの大脇さんだけでなくこの後の人も含めてですね、00 資料の別紙 123、
0:09:16	それぞれについてどういうふうに見たのか、設備選定市はどう見たのか。
0:09:22	それらの全体体系をどういうふうチェックしたのかと。
0:09:25	いう視点を明確にして説明していただけますか。
0:09:29	で、大柿さんについてはここまで説明いただいたところもあるので、今まで言われたやつがどこの関係なのかっていうことだけ明確にしていただければ十分かなと。
0:09:40	よろしくお願いします。

0:09:42	はい、大賀です。失礼しました。
0:09:45	わかりました。まず冒頭申し上げた、作成及びチェックが適切かということについてはですね、対象は共通 00
0:09:56	ー別紙 1 から別紙 6 でございますこれについて、
0:10:01	仕組みが実効的であるかということをチェックシートの有無による確認と、それから実際に、別紙 1 から別紙 6 の確認で行ったところでございます。それから規制庁谷内です。すいません。多分ですね先ほどの趣旨は、別紙 1 から 6 列って言ってしまったら多分、
0:10:19	僕もなくて、まず別紙 1 ってというのはこういう観点で見なければいけない別紙にはこういう観点で見なければいけないというふうに、123 項目それぞれに意味があって、それで一つの流れになってるはずなので、
0:10:29	別紙 1 から 6 でこういう観点ですって言われると先ほどの内野調査官からの問いに対して多分答えにならないはずで、何であの別紙 1 から 6 って御社が今つくられていて、どういう考え方でつくっているっていうのが一つの流れが多分あると思うんですよ。
0:10:43	そういうところで、それぞれどういうところを見なきゃいけないっていうところを言わなきゃ、多分答えにならない気がするんですけど、何か違うこと言いました。
0:10:51	そういう感じでお願いします。
0:10:56	はい。ありがとうございます。はい。おっしゃる通りだと思いますまず別紙 1 の対象は地震でございますけど、地震についてですね。
0:11:08	別紙 1 については、
0:11:12	事業許可の本文全部処理、それから、発電の設工認の記載を踏まえて、当社としての基本設計方針、
0:11:22	のに記載すべき事項について、
0:11:28	基本的には事業評価を基本にしつつですね、必要に応じて、発電所の施設管理の記載を、を踏まえた者になってることを確認いたしました。あと、
0:11:40	それぞれ一致してない場合にはその理由が書いてありますのでその理由が、
0:11:48	適切かどうかという観点からのチェックを行いました。これは別紙 1 でございます。
0:11:54	別紙 2 につきましては、基本設計方針を踏まえて、添付資料の記載の新生会の展開をされておりますけども、
0:12:04	特に業務処理の記載、今回ですね、について、見ましたのとあと地震ですので台風設備というのは限られてるわけですけども、

0:12:19	申請対象設備について確認を行っております。
0:12:24	それから別紙3というのは業績方針の添付書類への
0:12:30	展開ということで、別紙2で示した基本設計方針はですね、事務処理の項目、記載事項にそれぞれ動圧と
0:12:43	確認したところでございます。
0:12:45	あと、特に別所についてはですね、
0:12:49	記載そのものがないしながら、どうかというところございまして、特にこれについてはヒアリングでもコメントを色々いただいておりますので、
0:13:04	そのヒアリングでのコメントの反映状況を確認いたしました。
0:13:08	やはりそういったではヒアリングの中でですねいただいたコメントで、建物構築物に関して、それにみあってきて含まれる廃棄等、
0:13:20	或いは竜巻防護設備についてですね、
0:13:25	内容が違うと言われて帰ってきたものが、
0:13:28	ちょっとその非常にわかりにくい記載があったところなんかは、適切に見直すように、具体的なコメントをしております。
0:13:38	それから炉心部につきましては添付書類の
0:13:43	普通に踏まえて、補足説明すべき項目の抽出ということで、補足説明項目の
0:13:52	内容に過不足はないかということを確認をしております。さらに、別紙6については、
0:14:01	聞いてない文化申請のですね、各会場ごとの申請内容、今回第1回申請関係ですので、私たちは限られますけども、
0:14:12	その内容が妥当かどうかという確認をいたしました。宇山競艇00で
0:14:17	で、設備選定につきましては、私が対象にしたのは溶解設備で、溶解設備の設備選定、
0:14:29	一通り見た上でですね。
0:14:32	特に評価式含まれる重大事故の発生する恐れのある機器を対象に、その機器、
0:14:39	から、吉良鬼頭までのですね、システムが、それ以外の設備例えば、レベル廃液の
0:14:51	いないといった点ですね、当初よりは処理設備ですとか、設備、それから排気ガスがいいんですけど、
0:15:02	説明センターが先ほどされたのと同じようなことを言われそうだったので止めさせていただきました。はい。では一応別紙N01から6までワ

	一、どういうことをやるべきかっていうことは話いただいたんですけど、
0:15:17	それに対してどういうチェックをしたのかの話が具体じゃなかったの ちょっとわかんないんですけど、そういっても地震については
0:15:25	横並びっていうのはよりはまず地震としてやるべきことを抽出してい ってという作業をこれまでしていて、その中で、今日フォローしていただ いてるんだと思うので、あまり、
0:15:37	オオガキさんにおいてそこら辺をいろいろとどういうレビューかとかっ ていう、
0:15:41	ことをお話をしてもしょうがないかなと思うのでこの後また、
0:15:46	して、マツダさんなりしていければと思うんですけど、設備選定、溶解 設備を担当しましたと言われたんですけど、
0:15:55	4階設備は全体の代表になっていて、
0:15:59	機能については相当いっぱい入ってるはずなんですね。
0:16:03	それを大柿さんが全部見られたんですか。
0:16:07	いや隅から隅まで来たかと言われるとすぐそういうチェックはできてお りません。
0:16:17	特に
0:16:20	いただきましたね、カード設備の
0:16:25	取り合いがありますのでとりあえず運転が、相互に向けの位置を含めな いことの確認という観点からの時間を行いました。
0:16:37	それが先ほど申し上げた、
0:16:39	その比木から4月までの系統の確認でございます。
0:16:46	はい、わかりました古作ですわかりました大垣さん以外にはよう解説B は見えていないということでもいいんですかね。
0:16:58	日本原燃の松田ですけども、豊岡設備に関しましても私も見ておりまし て、代表ということもあったので、
0:17:08	これに関しましては、選定ですので、乏しい2棟の機器そのものの設備 等の紐づけですとか、
0:17:18	或いは溶解設備における要求機能ですね機能要求、そういったものが、 確かにこういう機能だよなというようなことを確認しております。
0:17:31	はい。コサクですわかりましたみたいなのもそれぞれの視点で見えておら れると。
0:17:36	ということで千野オオガキさんはこの部分、特に設備間で重複がないかと かっていうところのチェックをされたというふうに理解をしました。

0:17:48	沖さん途中で止めちゃいましたけど他に何か言うべきことってありますか。
0:17:54	いえ、私からの説明は以上でございます。はい。
0:18:00	それでは続けて鳥羽さんですけども、私は、すいません。三分以内、すいません規制庁カミデちょっと大垣さんのところで、
0:18:11	幾つか確認させてください。最初事例 00 の話ハセガワですけど、カミデさん、もう最後にした方がいいよ何しろしゃべらしちゃった方がいいよ。
0:18:21	わかりましたじゃ、最後に、三分以内でしゃべってください。
0:18:25	1人も三分ぐらいで、
0:18:27	はい、承知いたしました圧倒。
0:18:29	私の方はチェックリストオオハシの方から説明があった内容です。新基準設計に関する条文です第 2 衝撃の火山、外部火災、それから溢水等を見せています。
0:18:44	これらに関して、別紙 1 から 6 についてのという言い方をちょっともう少し具体的にしますけども、技術基準適合と許可整合、こういったものを、実際の資料を見て出来栄を確認ということです。
0:18:56	で、一つその具体的な話は、一つは、基本設計方針ですねこれの別紙 1 に書いてある内容の条文間の横並びということで、
0:19:08	実際の記載をですね横並び、3 の紙に、横長のその条文ごとに全部、基本設計方針を横に並べて書いて、
0:19:21	その中で、その構成なり、何が整合していることをそれからいくつかコメントいただいていることですね、後に限ったときにコメントをいただいていることを、こういうふうに、
0:19:34	横波が取れてないよと、というようなことをご指摘いただいたところがありますのでそういうものを、こういうふうに修正していきますというようなことを、僕が説明を受けたというような形で見えています。
0:19:47	それからですね M O X との横並びこの前 M O X の条文との比較表を作ったって M O X の記載と最初に記載が横並びですね、実際の並びがのものを、
0:20:00	作ってもらったものを見えています。最初に特有な部分というようなこともあって、そういったものですね、屋外設備、最初の場合は屋外の設備がありますからその会社だとかそういう記載が、最初に特にとして書かれているとか、
0:20:17	椅子もありますけどソーシングの記載だとかそういう、最初に特有のことはそれなりに書いてあるということを確認しています。

0:20:24	それから、
0:20:25	基本設計方針と添付書類との関係性、それから補足説明資料までの、別紙5のところですね、別紙5のところ結果的に補足説明資料は別紙5でトーカーとの、
0:20:38	比較からこれが必要だと、いうことを妥当な
0:20:43	補足説明資料構成かなというようなところ、例を見ました。あと、ちょっと見ていて当間氏、申請書展いつも等というのは、いつもご指摘いただく点なので、
0:20:56	この間もヒアリングでこの等の記載の不適切性をご指摘いただいたようなところがあったので、そこはちょっと注意してこの等という記載に関してですね。
0:21:08	何ていうか注釈なり何なり言ってますのでそういうものを確認いたしました。私の方は以上でございます。
0:21:17	はい。続きまして日本原電、臼田でございます。私がチェックした項目についてご説明いたします。
0:21:23	まず共通00につきましては、閉じ込めの条文を中心に確認していきました。そこで機能要求がですねしっかり許可をそれから技術基準から展開されてること特に並びとしては閉じ込めの機能としてはバウンダリを考えて、内側の一次から二次三次というとか。
0:21:42	漏えいとか、それから技術基準がそこに適切に
0:21:45	許可には書いてないので技術基準が適切にはめ込まれていること、それから崩壊熱除去等の機能が閉じ込めとしてちゃんと選定されていることを確認しました。
0:21:55	それを元にですね今度設備設計につきましては、閉じ込めを展開していくんですが、ただそれと関連するようですね第2回申請以降の24条の廃棄とか、25条保管廃棄それから28を関係といったようなですね、
0:22:08	こういったところもですね機能要求がちゃんと展開されていることを確認しながら、設備選定の機能が選定されていることを確認しました。
0:22:16	設備選定についてはまず系統につきましては69の設備がありますので、それぞれ田崎やるほど溶解設備等ありましたが、溶解設備についてはですね13の機能が展開されますので、それが適切に別紙2から機能要求が撤回され、
0:22:33	それが設備選定の別紙の1-2の中でちゃんと展開されていることこれMOXに従いまして要求される機能性能主流路の考え方をですねしっかり展開することと、

0:22:45	使用配管の名称とかそれから展開される物品かですね配管のグルーピングか、それから要求される耐震クラスの考え方、それからヒアリングの時にコメントとして出てました、いわゆる異論理由してないところの理由ですね、そういったところを明確にするとともに、
0:23:00	その特に特別に留意しなければいけないところについて、記載を確認しました。69 設備の横並びとしては、
0:23:08	特に D につきましては、設備間のインターフェース、これ既認可の設工認でやってますので、そのインターフェースがですねとられていること、それからヒアリングでも出てましたその考え方がですね適切に記載されていることを確認しました。
0:23:23	それからですね、さらにですね S A につきましては、条文が、
0:23:29	臨界とか、
0:23:30	上扱うことが水素爆発といったような条文がありますので、それが今の D B の上に機能として上書きされていること。
0:23:39	を確認しました。それは重大事故対象設備として兼用するもの、それから、今回新たに重大事故対象設備として出てくるものがありますので、その繋がりがしっかり先ほど
0:23:50	A と D のいろいろしたものについて浮気がされて、それが矛盾なく設備間で繋がっていることを確認しました。そういった縦横、斜めみたいな確認をすることによって、設備選定については、
0:24:02	きちんと展開されていることを確認しました。これによって設備が選定された設備が、一応別紙 2 の方ですね、機能要求の項目と、
0:24:13	ひもづけがなされていることを確認しました。
0:24:16	それ以外にはですね僕その時にいろいろ出てました耐震クラスの考え方ですね、それをちゃんとそれぞれの設備ごとに耐震クラスが展開されていること。
0:24:27	S 1 点センサーとか S S だとか、そういったものがですね、網羅、矛盾なく展開されていることを確認しました。以上です。
0:24:37	はい。引き続きまして、市長が確認内容のご説明をいたします。
0:24:43	まず確認内容の視点としては、N R A の指摘事項を的確にとらえているかということで、実際にはヒアリングの議事録、これは、
0:24:54	今度 M O X が一括提出を資料してますけども、その提出一括提出以降のコメントとか、ヒアリングでの議事録を整理して、
0:25:07	その内容がちゃんと今回の再処理設備の資料に反映されてるかということを確認してます。

0:25:16	確認にあたってはですねコメントの内容を整理分類しました。そのコメントの中で、特に多くてですね、
0:25:26	多くのコメントがついてるもの、それから、最近ですねいろいろ課題として指摘されている古藤からですね、
0:25:36	添付資料及び個別な補足説明資料の展開、基本設計方針からずっと展開していくんですけども、その展開を踏まえて記載内容を適切かというところに、重点的に視点を置いて確認をしました。
0:25:52	それからもう一つ、大きいな話としてですね、実施すべきことが資料の一式提出にあたってですね、実施すべきことがすべて終了しているかという観点からですね。
0:26:07	実は作成責任者及びレビューボードの対応者、それから実際の役員チェックを行った方々からですねちょっと実際に資料を見ながらですね確認をしていくということにしています。これくらいでちょっと1回、
0:26:25	旅行練習みたいのやってみましたけど今晚はですね資料ができ上がってから、実施するというようにしています。
0:26:32	具体的にですね私はですね共通0については外傷のですね航空機落下、それから案いうを中心に確認をしました。
0:26:44	それから設備選定についてはねですけども、廃棄物の処理設備についてチェックを行っております。
0:26:54	これまでの確認の結果ですねコメントの内容反映がですね確実に行われているということが一部確認できなかったものがありますけどもそれは宿題で、今後、
0:27:05	反映されることを確認しておりますが、
0:27:08	藤細井それ以外はですね適切に反映できるということが確認できました。
0:27:14	あとはこういうチェックをやる中でですね、実際に作業した方と話ができますので、
0:27:22	作業をした、先ほど言いました第1階層の資料作成者、を中心にですね第2階層のチェック者等々ですね、今の我々が作った仕組みがしっかりと機能しているかっていうか、
0:27:36	何か困ってることはないかというのを確認してございます。ストウ以上です。
0:27:44	はい、宮越です。
0:27:46	私のチェックはですね、今申し上げた4人の役員がちゃんと提出資料について説明したいことの目的趣旨に沿ったものになっているかのチェックをしているかと、いうことを確認いたしております。

0:28:02	具体的には、共通シリーズにつきましては、例えば、別紙1については、許可との整合技術基準適合性を踏まえた基本設計方針となっているかということをチェックしているか。
0:28:15	別紙2につきましては、基本設計方針の
0:28:18	要求種別を設定しそれを踏まえた各申請回次での対象設備や添付書類の内容がひもづけられているのか、の視点で添付しているのか。
0:28:28	別紙3につきましては、基本設計方針と添付書類記載事項がひもづけられて、補足すべき事項までの展開が理解できる記載になっているかをチェックしているか。
0:28:39	それから別紙4につきましては、別紙1に記載した基本設計方針と添付書類における設計方針のひもづけができているのか、それから基本設計方針から設計内容が詳細化されているかについて、
0:28:52	チェックしてるのかという観点で見ております。
0:28:55	さらに過去の法令報告での約束事項について、ちゃんと別紙1別紙4に抜けなく記載されているかの観点で出資しているのかを確認しております。
0:29:06	また、別紙につき1につきましては横並びがきちんとされているのかを確認しているのかというチェックをしているのかを確認いたしております。
0:29:14	それから設備選定につきましては、これにつきましては系統として機能を達成するために必要な設備が抜けなく抽出されているかという確認をしているのかということで具体的には、
0:29:26	一連の機能を整理するために伊勢系統複数の設備で分割して説明する場合がありますけども、その機能を達成するために必要な機器等が漏れなく、
0:29:37	みらかの設備で説明されているのかということを確認しているのかということについて、確認をいたしております。それから私自身は個別にです、
0:29:48	別紙1234につきましては、閉じ込め火山溢水について具体的に中身を確認して
0:29:58	事務局の方に私のコメントについては伝えて反映していることを確認いたしております。ミヤコシ以上です。
0:30:07	盛でございます。前に総務部長の盛でございます。私は今言われた役員のチェック以外にです、チェックにつきましては

0:30:17	酸素でチェックしているというご説明をさしていただきましたが、その3層におけるチェックのまず1層目、2層目、こういうものも含めてチェックをしております。
0:30:28	勇におきましては、共通、各条の00シーズ。
0:30:32	につきましては、現場レベルを行って、まず、別紙1については許可本文と合っているか、こういうものがチェックを行って、チェックされますこれ以外に
0:30:43	幾つかございまして、基本設計方針の記載理由が適切に書かれているか、アイディアMOXと記載があっているか、こういうものが、10、10個ぐらいコメントールチェックがございましてそういうものが、
0:30:54	チェックされているという状況を確認しております。別紙におきましては、ハッチングの範囲背後ハッチング範囲がおかしくないのか。
0:31:01	吉瀬。申請対象設備紐付けが適正にできているか、こういうものがチェックされてると。
0:31:07	別紙につきましては別紙2号との記載内容を整合しているか、こういうものが加味されて、
0:31:12	別紙におきましては、添付書類の記載が、基本設計方針を受けた形になっているか等のチェックポイントがあつてこういうところを確認してはなチェックしてるということを確認いたします。
0:31:23	別紙5につきましては発電炉の補足説明資料との比較ということで、これが捕捉すべき事項が収集できているか、こういうものが一つのポイントとして見られているということを確認しております。
0:31:33	別紙6につきましては基本設計方針として申請すべき範囲が過小になっていないか、変更前後の、
0:31:41	記載方が正しいか、こういうものが、第一層で確認されているっていうことを見てございます。
0:31:48	あと、磯磯和泉におきましては横断的なチェックということで、条文内の記載の整合がとれているかということを見るとともに、条文間の記載の整合がとれているかということを確認しているということを確認してございます。
0:32:03	今役員の方のサンプルチェックは先ほど以上述べている内容についてのチェックしてる状況が立ち会っております、それを確認してるという状況でございます。
0:32:14	一方で設備選定につきましてはこれも3層でチェックしております、まず1層目におきましては、Aは、各条文の共通00別紙2から、

0:32:24	当該の設備に対するような機能を要求される機能が中止されているか、 こういうものが、確認されているとチェックされているということ、或 いは、いろんな系統の色塗りが適切できているか。
0:32:36	そっから機器がきちんと抽出されているか、こういうものがチェックさ れているということを見ております。
0:32:41	一方、ミソにおきましてはこれ先ほど言いました横断的なチェックとい うことになりますが、これにつきましては、各設備での同1機能の記載 の整合がとれているか。
0:32:54	或いはその一つの同一機能を持っている設備は、岡野設備他の系統に跨 っていきますのでそういうものが抜けがないか、こういうものが確認さ れているということを見てみますと、こういう形で、先ほど言いました 設備選定における、
0:33:09	役員数のチェックにつきましても同様に、今実施されてる内容確認して るとこういう状況でございます。私から以上でございます。
0:33:20	一通りのご説明終わりました。規制庁の長谷川ですけどありがとうございます しました。
0:33:27	感想から申し上げますと、
0:33:30	何かいろいろやってるとは思うんですけども、
0:33:34	目的は達成できるようなシナモンにになってるかっていう、その目的 が、
0:33:42	本来の目的、
0:33:44	が達成できルーことについての説明はほとんどなかった。
0:33:50	ちょっと心配しています。で、
0:33:54	当然設備が漏れなく抽出しているとか、
0:33:58	抽出した設備の設計方針がきちっとしてるなんていうのはそれはもう常 識的に当たり前なんですよね。結局これを皆さん何に使おうと思ってる んですかって。
0:34:12	作って終わりじゃなくて、作って使うために何かやってるんだけど、使 えるような品物になってることについては、どのように確認したのかわ かっていうのが、
0:34:23	誰1人説明されなかったんですけど、
0:34:28	誰がいいですか。松田さん、説明してもらえます。代表して、
0:34:37	はい。表現のマツダです。ご指摘いただいた内容は目的というキーワ ードでいうと目的、それから、これ、作って使えるようになっているかど うか一つ。
0:34:48	その観点では

0:34:52	検査ということがあるんだと思います。ですので、一つは検査との関係性等を念頭に置くという必要があると思っております。
0:35:03	冒頭の方の目的というところに関しましては、今回の設工認そのものは、第1回分割申請という観点から、全体像が必要であるということ。それから、
0:35:18	最初には非常にいろんな多種、大衆多様な機器がありますのでその網羅性これは管理課、ご指摘の通りの網羅性、それから、効率的な新種、
0:35:30	申請審査、そういったものが念頭になきゃいけないと、その実現のために、これいろいろなところで、多分ちょっと、少しずつお話していましたが、
0:35:40	体系化なり類型化そういったもので、くくるという作業がこの別紙1から6にかけて、行われたというところ、そういったものが、
0:35:51	この我々の作業の目的であったというふうに考えております。で使えるようになっているかどうかと、使えるようになっているかという言葉の意味ですけど、最初に、の設備として使えるようになっているのかという、
0:36:06	ことなのかそれから、すいませんこの資料そのものが使えるようになってるかということであるというふうにとらえて、今のように、この資料はこういう今のような全体像、類型化、そういったものを考えて作っているというふうにお答えさせていただきました。
0:36:25	皆さんそれでいいんですか。
0:36:33	日本原燃森でございます。
0:36:36	今の大江さんの発言、
0:36:39	森さんがしゃべっちゃう。いや、皆さんはモリさん以外の皆さんにしようか。
0:36:44	そう。はい。はい。
0:36:51	本当に正しい。
0:36:54	松田さんの言ったのは、いやここが皆さんがさ一致してないと。
0:36:58	一番いけないところなんだけれども、僕は、目的とか抽象的なことをあえて言ってるわけですよ。皆さんの口から言ってもらいたいから。
0:37:11	日本原燃の須藤でございます。
0:37:13	松田さんがおっしゃられた通りであると思っております。設計方針の取りまとめ等の作業ではですね、次回以降の分割申請に向けての設備の、
0:37:26	類型化等ということに進むために重要な作業であるということを確認してやっております。

0:37:33	で、綿Cがそういう目的意識です。ねずっと資料を見ていく中でですね、
0:37:40	基本的には別紙の1から6というのが、今本後も決めて具体的にどういうふうにするってのは決まってるんですけども、そういう目的を達成するためにですね、非常によく
0:37:53	別紙の1から6は、整理されているなというふうに感じました。
0:37:59	そういう意味ではですね別紙の1から6について、真摯にですね作成方針に従ってですね整理していくと、答えとして先ほどの目的は達成できるのではないかなという感想を持った次第です。以上です。
0:38:20	他の方は問い合わせも終わりでございます。私も谷津が山北ことを、
0:38:25	といっぺん協議会取りまして、
0:38:28	その類型化というのは、様々な使い方がありと思いますけれども、
0:38:36	要はある共通の内容でグループ分けして、すると、例えば私も担当した地震について言いますと、
0:38:47	大きくは建物構築物ですけど、それを耐震上と或いは共用を
0:38:57	能力の有無なんですね、項目ごとに。
0:39:01	今後どういうふうにしてそれを設計を展開するかということで、きちんと分類されているかということを見ることによって今後の
0:39:11	メーカーに資するというふうにしておりまして、特にその観点からいうと、項目によってですね、記載程度が非常に跨るとか、
0:39:21	或いは
0:39:23	分類が、何ていうか、そのある設備がどこに代表してるかわかんないな記載になってるといけないということで、
0:39:34	見たところで、特にそういうところに問題なかったっていうのを確認したというふうに理解しております。以上です。
0:39:41	長谷川ですけども、
0:39:44	違うっていう人いません。
0:39:49	皆さん一緒だったらもうこれ以上がいいかなと、違う人います。
0:39:57	はい。
0:40:00	宮越です。ちょっと違う、違う、ちょっとミヤコシです違うかどうかわかりませんが
0:40:06	そもそも再処理施設IIの設備は多種多様で、
0:40:10	それを、の設工認申請するっていうにあたっては、
0:40:14	合理的な申請、それから審査をすることが重要と。
0:40:17	また複数回に分けて申請するという前提してますので、障害申請とその後の申請、これが重複なく無駄なくなってるかどうか。

0:40:26	そのための仕組みとして、今回C共通シリーズというのを作って、整理して進めていると、いうことだと私は理解しています。これがきちんとできれば、
0:40:37	初回それから後段も含めた全体の設工認の、
0:40:41	姿を示すことができると。
0:40:43	それを踏まえて申請本文、
0:40:46	基本設計方針仕様書等それから添付資料ですね、それから添付図面、
0:40:51	補足説明資料の構造ができると、いうふうに考えています。
0:40:56	類型化という話もさっき出しましたけれどもこれにつきましては、基本設計方針から紐解いた機能要求、それから評価要求、
0:41:05	これによって、新施設、それから設備を、
0:41:09	或いは、評価手法を分類して、整理することで、代表の申請ができる
0:41:17	と。
0:41:17	そういったことで、合理的なものになるというふうに考えています。
0:41:21	そういうことで、そういう意味では、この共通のシリーズの目的はそこ
0:41:31	にあって、これは非常に重要な作業というふうに私は理解しております。以上です。
0:41:31	規制庁の長谷川ですけど、まずやっぱり多分一番重要なのが、何もあ
0:41:44	る施設II設備を類型化するっていうのが、合理的にこの先進むっていうのが、
0:41:53	重要だと思っていて、ただし、最初の説明で、それについてどうどのよ
0:41:59	うに、
0:42:04	チェックしたかっていうのは誰1人説明をしなかったんですよ。
0:42:10	なので、とても心配なんですよ。
0:42:17	そうすると、例えば、
0:42:26	連携課の結果っていうのは、大体もうわかってるっていうふうに認識し
0:42:37	ていいですかね。
0:42:43	大体もうこういう設備は全部累計ができるから、100ぐらいあるのは1
0:42:54	になるなとか、ある。
0:42:26	容器みたいなものは、投稿レベル廃液の要求は幾つあってでもこれと違
0:42:37	う容器もみんな一緒だとか、そういうことがちゃんとわかるように、
0:42:43	皆さんはどういうふうにそこを判断したのかなと。
0:42:54	本当に使えますかって、これ使えなかったら、本当にこの先行ったらや
	ばいっすよ。また元もとに戻ることになるんで、
	もう大体結果見えているというふうに思っていますか。

0:43:08	はい。日本原燃の松田でございますけども、それが今後の審査及び設備全体としてですね、現在、体系化或いは類型化という言葉で言っている。今挙げていただいた機種の違い
0:43:26	こういったものを、そういったそれに関する仕様、それから、いわゆる要求事項としての分類、そういったものをですね、類型化と言っても、ただ以前のように1種の分けだけではなく、今回要求事項の分け等、そういったものを、
0:43:41	網羅的に考慮した上で体系化類型化しているという形を作り上げられているというふうに考えております。
0:43:56	規制庁の長谷川ですけど、森さんそれについて、
0:44:00	ちょっと説明していただけますか。
0:44:04	基本的に類型化、特に類型化の話なんですけど、これ
0:44:09	今の段階においてきちとした類型化までが進んでいる状況にはないと私は思っています。ただし、類型化をするための基本的な要素は、もうすべてピックアップされてると思っています。これ
0:44:22	設備の機器をですねすべて抽出していったそれがどういう種類の設備なのかどういうシステムのものなのか、どういう性質なのか或いはそれに対する要求事項がどうなのかということが、
0:44:32	一覧表としてマトリックスで示されるとこういうことによって、今後審査を受けるときには、その幾つかをピックアップしながら、これが代表ですということが説明できると。これによって類型化を、
0:44:43	その時点ではしていった、それについて説明すれば、他のものが省略できると、こういう形になっております。ですから先ほど言いましたように、そういうふうな要素で整理されてるということであって、類型化をしていった説明するのはこれからと思っています。以上です。
0:44:59	規制庁の長谷川です多分そんな状況だとは思いますが、ここで今そういうふうに見える要するに将来細かく丁寧に類型化を
0:45:11	する時に使えるシナモンないと、相当まずいわけで、なので
0:45:19	そこがしっかりしているかっていうのは、ちゃんと確認をしていただきたいと。駄目ならもうどれだけなんで、我々は別にどうってことないですけど、また我々の手間がかかるだけ。
0:45:32	というふうに思ってます。で、今日の説明ではその点についてあまりなかったんですけど、
0:45:40	聞いていると皆さんは設備の抽出数はともかく、それを条文みたいなどころに、対応関係を

0:45:50	チェックするっていう話が、皆さん大体同じだったんですけど、多分これ、施工人なんで、
0:46:00	条文対応っていうのは当然そうなんだけど、ルー抽出された設備の設計を一つ一つ丁寧に見てったっけ。
0:46:11	かっていうのが、類型化するためにはいるんで、その設備一つ一つが、正しくこう設計、こういう設計をするんだっていうことが、
0:46:23	ちゃんと理解されてそれが条文に対して適用されたっていう、
0:46:28	そこの部分についての説明がこれもまた誰1人なかった。
0:46:33	なんで、大事なところが飛ばした感じなんですけど、そこは、
0:46:39	説明で飛ばしただけで、ちゃんと見ているんですね。
0:46:45	はい。日本原燃須田でございます。先ほど私設備の機器の機能っていうの展開っていう話を言ったんですけど、まさにハセガワがおっしゃる通りで、
0:46:56	まず溶解設備という設備の機能があって、その、いわゆるプロセスの機能ですね、その機能に、いわゆる何というその安全機能っていうゆる条文、
0:47:06	ローカル基本方針が乗っかってくるっていうのはちゃんと見ながらやっています。そこはあくまでもその業界設備というプロセスがあってそれを前提に、ちゃんとそれが展開されてることを確認していますので、
0:47:18	それを4回、成長企業分離精製これずっとプロセスを見ていきますし、それから塔槽類廃ガス処理設備とか、建屋換気とか、こういったようなまずDB安全に訳すとかってですね、DBをまず見ていって、
0:47:31	さらにそこにSAの設備が乗っかってくるという、そういう多段階分けてちゃんと、本来あるべき設備を持っている機能を軸に、そこに安全上の要求事項がちゃんと展開されているというような展開で確認をしますのでそこは確実にやっているというふうに思っております。以上です。
0:47:53	規制庁のハセガワです一応やってるっていうことなので、そこはそこでお任せというか、我々が見るところ、
0:48:03	何となく、
0:48:05	あやしいそうだなってちょっと思ってるんですけどいいとして、ちなみに、富田設備点数って結局何万点ぐらいだったんですか。
0:48:16	皆さんが抽出した設備とか系統とかって言われてる、要するに須田さんが一つ一つ、益田さんは全部見てないかもしれないけれども、

0:48:27	僕が言うには、4万とか5万とか10万とかあったとしたらそれ誰か一つ一つ全員がチェックする、してるはずだと思うんですけど、その設計について、結局、何点あったんですか。
0:48:42	日本原燃須田でございます。まず機器数としては4万点っていうのがもともとありまして、
0:48:48	それで今回の設備選定にあたっては、まず事業指定申請書に記載されている許可申請書に記載されている設備単位ですね設備ってのは工期ではなくて、先ほど言いました溶解とか生成とか分離とかというような設備単位で、
0:49:06	まずは中を見ていって、そこで、先ほど言った必要な主要な設備とかですね、本部商標に書かなきゃいけない設備を抽出をしていくという作業をやっていって、
0:49:19	その機器を抽出をしています。
0:49:22	そういったことをやることによって、本部長表に書かなきゃいけない。設備としては、リストとして抽出してます。
0:49:30	それで長谷川管理官がおっしゃってたその負担幾つかっていう話でいくと、すみません正確にちょっと答えられないんですけど、機器としては一つ一つ確認をしてっていうんですけど、配管についてはですね、もともと一式と言ってたやつを、
0:49:46	一式で溶解設備一式だったやつをさっきの機能で13に分類してるとかですね、そういったような、
0:49:52	確認をしてます。すいません、ちょっと数を正確に4万機器という見解から、今回の抽出でやった機器が何何万機器になってるかっていうのは、分類だけした機器が何万基かっていうのはちょっと言えないんでそれはちゃんと調べて答えられるようにします。以上です。
0:50:10	規制庁のハセガワですけども、設備の抽出をして、その石膏人に対して設計、この設計ですと、
0:50:21	いうのをやっぱり明確にできてないといけない、いいと思って、
0:50:26	そこ正しくない、
0:50:29	漏れてますとかっていうのがあるのと、あと僕はちょっと気にしてるのは、これ外から多分問われるんだこの数は、
0:50:40	結局幾つなんですかねっていうのはあると、我々はそれをちゃんと正確には知っておきたい。
0:50:46	いう最後葉でも、別に答える時はいいんですけども、何か最初の時、10万とか何十万っていう数が4万になってそれがまた減っちゃうっていうのが、

0:50:57	そのからくりがまだよくわかってないんで、それはそれで今じゃなくてもいいですけど、ちゃんとしといてもらいたいと。その結局、
0:51:08	皆さんは、
0:51:10	多分4万みないといけないんだと思う。思っていてよ多分実質的に4万以上見ないといけないことになると思うんだけど、それが多分これとこれ一緒だなってその時に感覚的に、
0:51:22	類型化が揃んでいくことになって、そういうことだと思うんですけど、ちなみに、もうこれ随分、
0:51:33	設計は実質的に進んでるはずで、皆さんはだっこの秋にも竣工とかって言うわけだから、そういう意味では設計が全部終わって、
0:51:43	いるぐらいのレベルだと思うんですけど、結局これは設計が今終わっているほぼ終わっている、8割ぐらい終わっているとかっていう、そういう古藤でいうとどのぐらい。
0:51:55	実績に終わってるんですか。
0:52:01	はい。日本原燃須田でございます。おっしゃる通りですね8割ぐらいという認識でおりまして、残り2割というのはどっちところかといいますと、重大事故、特に重大事故対象設備のところにおける、
0:52:16	いわゆる外回りとかですね、何かホース引きますといったようなところの設計がですね、まだ完了はしてないです。それは今の設備選定のルールに従いまして、別紙1-4の方に仕分けをすることによって、
0:52:30	ただそれでもう安否は、事業許可でちゃんと見ているというところは示すことによって、ずっと視察というか設備選定としてはクローズできるようにしています。
0:52:41	当然年次の申請の時まではですね設計終わってないといけませんので、そのチームで、さらにその別紙1のように書いてあったものを、別紙1-2とか1-3の方に展開することによって、
0:52:52	精度を上げていくというふうにしております。以上です。規制庁の長谷川ですけど今のちょっとところが、ちょっと細かい話になって申し訳ないんですけど外回りとかっていうとホースとか、
0:53:04	そういうようなものとかじゃないですか、もう基本的に可搬のもので、皆さんなんてほとんど持ってんじゃないのっていう。
0:53:13	はい。少し日本原燃須田ですおっしゃる通りでそれほど設計が進んでませんって言われるのは、何かちょっと違和感があるんですけど。
0:53:24	荻野須田です。それでですねホースというのは展張していくんですけども、ご存知のようにですね水は外から供給して、建物の中で、前処理

	分離精製、それからウランプルコン5'レベルといったような、各施設に繋いでいくというインターフェースのところですね。
0:53:42	そこの設計をきちんと決めて、それでいわゆる設備選定ではですね設計図書が入りますので、その設計年を固めてそれを色塗りという行為をしますので、その設計図書の決定化までまだ至ってないというのが、
0:53:57	現状です。これについてはですね今の数の数、進めているところですので、近いうちにはクローズするというふうに思っています。以上です。
0:54:07	わかりました。とりあえずそれはそれでも8割方はほぼ設計が終了しているということなんですけれども、皆さん設計方針とかっていうのを、
0:54:19	整理スルーじゃないですかしてる。で、これ許可に書いてある設計方針というのはもう許可に書いてあるんだから、施工人ではそれを踏まえたより、
0:54:30	どこまで具体的に書くかっていうのは多少のばらつきはあるにせよ、設計がほぼ終わっているものっていうのはかなり、
0:54:41	しっかりK a k e h i と思っているんですけど、これそもそもの、
0:54:47	許可を踏まえた、具体的な詳細設計。
0:54:52	がっていうのは、その詳細設計を、
0:54:55	が、
0:54:57	善し悪しって誰が判断してるんですか、今日その点についても、あまり説明がなかったんですけど。
0:55:07	その設計でいいよっていうのは、誰の判断なんですか。
0:55:13	今日何か階層が1とか2とか3とか言ったけど、どの階層で判断してるんですか。
0:55:26	はい。
0:55:27	日本原燃須田です。
0:55:29	まず設計につきましてはですね、その設備を持っている施設課施設課長ですね。そこはきちんと設計を見てないといけないということになります。これは例えば、
0:55:40	前処理建屋ですと、前処理施設課長というのがいるんですが、そこに当然いわゆる設計基準の既存の設備はありますので、そのせものはちゃんと下彼が把握してまして、
0:55:54	そこに新たに重大事故対象設備とかをつなぐってということになりますと、そこへの影響とかもありますので、その主管課である前処理施設課長が、そこの設計をしっかりと確認をしないといけないということになります。

0:56:07	その上を束ねています主に会社部長ですね、部長がそれを確認することで、その設計を確認する責任というのは、その施設課、施設部長にあるというふうに思っております。ということになっております。以上です。
0:56:25	規制庁の長谷川です。部長は、信頼にたたるから、その今日いらっしゃる役員の方々は、具体的な設計はもう0という前提のもとに、
0:56:39	何か横並びとか見えますっていうそういう説明だったわけですか。
0:56:50	はい。日本日本原燃の松田でございます設計方針に関しましては基本設計方針に書かれる基本設計の部分と、
0:57:03	添付書類には、いわゆる詳細設計に関わる部分、そういったような記載の仕方をしていて、それで、技術基準適合さん、松田さん、すいません、僕は記載の話は何一つしてないんですよ。
0:57:21	記載したことは別に興味ない、出てきたときに見ればいいから、
0:57:25	はい。設計書の妥当性っていうのは、誰がだから、部長なんだけど皆さんは、その点について今日説明はなかったんだけど、
0:57:35	もう部長がやったやつはもう0。
0:57:40	だからいいというふうにして判断して、横並びとか何かそういう、そういう部分を見たんですかっていう聞き方をしたんですよ。
0:57:51	記載の話どうでもいいので、
0:57:54	はい。それ、そういう意味で申しますとベンチ、記載はないですけど、例えば補足説明資料をですねそういったものに、
0:58:05	この設備はどういうふうな、要求機能は明確にありますのでそれに対してどういうものを作りましたというのが、例えば補足説明資料等で説明させていただくことになりますので、
0:58:17	資料の記載もさることながら、そういうものを作るということ等は、横並びは全体ですけども一つ一つについてですねこういう設備を作るということを確認して、
0:58:30	補足説明資料なりを作る段階で確認をしています。規制庁梅村ですけど全然種
0:58:39	綿Cの質問の趣旨を理解していただけないようなんですけど、多分こういうところで問題が発生するのではないかなと。
0:58:49	はい。日本原燃の盛です。発言してもよろしいですか。どうぞどうぞ。
0:58:55	今のところはですねどういう仕組みになってるかっていうと社内における設計管理のルールってのがあって、これが適用されています。

0:59:03	設計間においてはですね設計レビューってのはなされるということがルールになってて、私が見ているチェックシートの中には設計部が行われているかっていうチェックもですねはめられていってて、
0:59:13	その設計理由できちっと設計が事業の中で承認されてるということをもって我々はそれを信頼するとかいう構造になっております。ですから、そこは我々自身が見ないかんではなくて規制する中で見ているということなので、
0:59:27	私は問題はないかと思っております。以上です。
0:59:33	規制庁の長谷川です。ルールはわかったんですけど、ルール上誰が、
0:59:40	だからルール上そこにいらっしゃる6二名の方は、ルール上特段、
0:59:48	入り込んでないので、それはもう部長が最高責任者。
0:59:53	ということ。
1:00:04	設計理由に関しましては、私自身はそのレビューの別に責任者ではないんですけども設計理由の中には入って、各施設課の方が、がこういうような要求事項に対してこう設計するというようなことをですね、
1:00:21	それでいいかどうかというのは学籍できるという世界会議体を通じて見しております。
1:00:29	はい。規制庁の長谷川ですけど。だからもっとシンプルに教えてくださいよ。誰が野田皆さん関係ないんだったら私たち関係ないって言ってもらってもいいし、
1:00:41	規制庁コサクですけど、
1:00:47	古作ですけど、
1:00:50	今言われたところだと設計レビューに出す人と、設計レビューする人っていうところの仕分けがちゃんとスダさんなりマツダさんなり行っていたいでないような感じが。
1:01:00	してて、盛さんの話だと、担当部長っていうのは設計レビューに出す人であってレビュー者じゃないっていうふうに思ったんですけどじゃあレビュー者って誰なんだっていうことでいうとどうなんでしょうか。
1:01:22	特撮調査官のおっしゃる通りで各部長は、各所、各課は施行いう設計したのでそれを提出して、
1:01:34	鳥井教諭ですかというふうに、で、議員須川設計審査会というのがあります、設計審査会のメンバーですね最初の中野副事業部長なりがそこではその私服審査会の頭ですけども、
1:01:51	あと、何人かの委員が構成して、設計、設計レビューをやっております。

1:02:01	規制庁の長谷川ですけどだからそのレビューが適切にされたかどうかというのが、結局一番問題なんですよ。
1:02:10	その設計がちゃんとできてないと、これも前チャラになりますよ。
1:02:15	そこについてきちとだれだれか、今、副事業部長だったら副事業部長が、その信頼性について、ちょっとこの場でしゃべっていただけますか。
1:02:34	すいません日本原燃の松田ですけども。すいませんその設計審査会の長は、今ここにはおりません。誰です。誰。
1:02:47	これ、今鈴木さんですかね。はい。現時点、最初の方は鈴木副事業部長です。うん。
1:02:56	そのメンバーは、
1:02:59	メンバーに私はい。私は入ってますそれと、答えるじゃないですけど、答えをちょっと一つ、鳥飼ですけど。
1:03:08	何ですか。研究所、加賀とかアートエンジニアリングセンターとか、社内のが的適正いろんな知見という意味で適切な面を選んで、レビューをしております。
1:03:25	その信頼性についてさ、説明し、して欲しいんですけどね。
1:03:31	いやだってそれを皆さん信じてるでしょ。
1:03:39	はい原燃の松尾です藤氏、そこに出される資料というのは、設計当初それからどういう要求事項があって何をするかということと、と合わせて実際にどういう
1:03:55	その要求事項に対する充足性をどういうふうな設計でやると、いうことをですね、形式的な決められた様式でもってそれを説明してくれるということになって、信頼性の方でって言うてるんですよ。
1:04:10	いやだからさ皆さん、今日その説明なかったじゃないですか。
1:04:15	施工になんだからさ結局設計の信頼性なんです。それをいかに整理するかっていうだけの問題で数が多いから。ただ、設計は1個1個4万だったら4万全部やってもらわないといけなくて、
1:04:29	その4万のして、設備をどうチェックしたのかっていうのが、結局そこミスったら全部、見せますよ。
1:04:39	です。そこで、多分もう類型化みたいなのは基本的に考えられてるはずなんです。
1:04:46	やってる側はね。
1:04:48	それをチェックする側っていう意味では、多分その会議体っていうのが僕は結構重要な要素ではないかなと今思っているんで、今日説明できないんだったらその人のメンバー今度全員呼んでくださいよ。

1:05:10	それが一番手っ取り早いから、
1:05:14	江森さん、いかがです。
1:05:17	私言ってることおかしいかな。
1:05:20	いやおっしゃってることわかります。ちょっと私は答え持ってないので、は、それについて答える立場ではないんですけど。
1:05:29	ただ、いずれにしろ、皆さんは、今日そこにいらっしゃる方々は、その設計レビューの結果を信頼してるんじゃないんですか。違うんですか。それとは別なんですけど、
1:05:42	ちょっとその辺りの関係っていうのを、誰か説明いただけます。
1:05:54	日本原燃須田です。ちょっと整理しますと、まず設計レビューってというのは、
1:06:01	レビューの対象ということで10重要性に応じて、書いてます例えば安全上重要施設については設計審査委員会、
1:06:08	白木委員はですね重大事故とかそういうのは設計審査委員会によるレビューということで、これは最初に事業の中で選ばれたメンバーが知見を持ったメンバーがレビューしますと、基本的には設計全体については、設計主管課が主催するレビューってということで、先ほどの前処理施設課であれば前処理施設課の中の現行設計をやってない人、
1:06:28	ちゃんとそれをチェックするということをやっています。
1:06:32	1割、重要なものについては最初に安全委員会でやりますというそういうまずレビューというのはやっています。
1:06:39	そういう品証上の仕組みがある中で施設からその設計が上がってきているので、基本的に私がやった設備選定では、もうそれその結果上がってきた設計に基づいて、機器が選定されている新しい設備がついているとか、
1:06:53	それから改造のために単価がついてるとかっていうのはそこでもう決まったものが挙げられてきているというふうに、
1:06:59	思ってますので、そこのレビューについてはその品証体系上ちゃんとやっことで信用して、分析上がってきてるというふうに見てました。以上です。
1:07:13	規制庁の長谷川ですけど。
1:07:15	うん。
1:07:16	全然よくわかんない。
1:07:18	原燃のQMSが駄目だからこういう話をしてるのに、みんなそこなんで信用しちゃう。
1:07:25	僕は全然信用してないですよ。

1:07:28	規制庁コサクですけど、そもそもですね、この活動は一体何なんだといったときに、重要なものかと思っているのか思っていないのか、今言われた安全委員会マターなのか、またじゃないのか。
1:07:40	どの段階の活動としてやってるのかっていうことですよ。で、結局は大本たどると設工認申請書がちゃんとできてないから、改めて作りましようっていう話になっているとすると、
1:07:52	設工認申請をする際には、最上位で対応するっていうことに、
1:07:57	保安規定上なっていたはずで、
1:07:59	それとの関係で今どのフェーズの何をやってんだっていうようなことの説明ができないっていうのは根本的におかしいような気がするんですけど、その点で、今回の、
1:08:09	レビューってどの位置付けなんですか。
1:08:17	やって、
1:08:18	規制庁のハセガワですけど、今日冒頭説明していただいた話だと、皆さん結局何かできたものの、その記載だとかフォーマットを見ましたとしか、
1:08:31	なかなかそうしか聞こえなかったんですよ。でも最も重要なのは、設計がまず、妥当に設計されているかというところが、
1:08:41	まずそこを見た絵で、それが適切に整理されて、共通シリーズみたいなものに展開されているかっていう、そういうふうな段階で見ていく。
1:08:54	はずではないかなと。なので、まず設計が大丈夫ですかっていう、そういうことにまずなってるんですけど、そこが適切に説明されない以上皆さんがやったものは、
1:09:06	何かやったけど、いいかどうかは、
1:09:11	フォーマット上いいっていうだけかもしれませんよ。
1:09:29	だと思っちゃった
1:09:32	そういうことだったんで、ちょっと、
1:09:36	何か怪しげな何だかいいかな。
1:09:41	いや、別にそこもなくこのチェック体制なんかあったんです。
1:09:47	そこ、この人たちも行かないといけないんだよね。
1:09:52	古作です。黙っちゃってるので、かぶせますけど、
1:09:58	累計の話をされたときに、
1:10:02	設計要求なのか、運用要求なのか、評価事項なのかって、
1:10:07	累計をしますっていうことはどなたか言われたような気がするんですけど。
1:10:11	その類型が適切かっていうことがまず第G D。

1:10:16	Dさら2 その評価事項だったり何なりもうその内数としてどういう評価なのかと。
1:10:23	いうことの中でもまた類型が整理をされるということでそのあたりは前回の資料とかでも言われてたんですけど、
1:10:31	そうするとその評価って適切なの恐ろしいっていうことを確認しておかないと、累計が正しいかどうかもわからない。
1:10:39	ということなので、作業で言えば、別紙4で言ったりするところの評価方法、
1:10:46	の割り当てってというのが正しいかと。
1:10:48	いうことのチェックまでしないと、累計の正しさというのはいえない。
1:10:53	ですね。
1:10:54	そのあたりをやってるのかやってないのかが非常に曖昧な説明で今日があって、それはやってんですかっていうのが管理官の質問だったと思うんですけど。
1:11:04	それは他の人ですみたいなことを言われたというところで、非常に品質がわからなくなったということだと思ってます。
1:11:13	現状実態どうなってる先ほどの品証プロセスの中で、どういう扱いになっているのかっていうことを今お答えできないようだったら、
1:11:23	ちゃん等答えられるようになってから資料提示をしてくださいねっていうことのような気がするんですけど、
1:11:30	どうなんですかね。
1:11:44	日本原燃浦です。今設工認の申請書の整理ということで、コサクさんから、ちょっとどういうことかっていうこと、お尋ねあったんですけど見方としては、
1:11:57	やはり別紙3ですね、そこで添付書類の項目出しをし、して、別紙1、別紙2とつなげていくという流れになってますが、まずそこで項目出しをすると。
1:12:12	その項目出しに沿ってしよんで、松江能登の比較ってということで、記載の程度を見るということで整理している中で、やはり設備をに対してどうい、
1:12:24	深さで何を評価していくのかってということが別紙4で見えてきますので、その繋がり、チェックをするように、今回いたしておりますんで、そこも含めてちょっと今日役員会発言なかったですけども、
1:12:36	見ていただくようなことで進めて参っております。以上です。
1:12:41	支店長の長谷川ですけど、何か。

1:12:44	今の答えで何かよくわからないんですけど僕はだから設計そのものをちゃんとしてんのかって聞いているだけなん。
1:12:50	古作です。それで言うと村野さんが言われた回答は、
1:12:55	担当部長に任せるというのではなくて我々が見ましたと言ってるようにキッコ。
1:13:00	理解したんですけどそれでいいですか。
1:13:03	日本原燃丸野です。QMSの体系で申しますと、基本的には、
1:13:11	各施設部施設課が責任を持って設計をするんですけども、そういった、今みたいな整理をしたときに、少しおかしなものがあればやはり設計としてフィードバックしなければいけないという目で見てきております。
1:13:25	谷津です。
1:13:27	規制庁の長谷川ですけどでもそこにいるろくにさっき説明してないから、絶対そうじゃないんでしょ。
1:13:33	村野さんが説明している自体おかしい。
1:13:37	だから設計の妥当性本当に誰が見たんですか。
1:13:48	誰がって名前言ってくださいよ。
1:13:51	委員会でもいいけど、
1:13:53	何々委員会だったら何々委員会でもいいし、
1:13:56	誰々だって言うんだったら誰々と。
1:13:59	だってそこに6人の皆さんさ、1個1個の差4万程度設計なんか見てないでしょ。
1:14:06	村野さんそういうことを僕は聞いているんだけど。
1:14:09	村野さんは見たんですか。じゃ、
1:14:13	仕組みをですね上誰が見ることになる。村野さんちゃんと答えて、
1:14:17	4番なり設計の仕組み上は誰が見るんですか。
1:14:23	4番の方ちょっと既設のものも含まれてますので、今回新しく見なきゃいけないっていう意味では、これはkm4万あれば4万全部見ないといけないのが今回のやつですよ。
1:14:35	季節だとか親切だとか関係ない。
1:14:41	それはみるみる深さとか幅が違うだけであって、誰が見るんですか。村野さん答えて、
1:14:48	はい。設計の責任者はあくまでも、各施設の施設、その中の施設課の長がいます。ですから誰かっていうこういう答えをしてみるともうそれぞれの
1:15:01	部長ですとか、課長っていう、
1:15:04	事の名前になると考えてます。

1:15:07	何だか委員会は何して、
1:15:11	さっきさっきいいねスダさんが答えた、
1:15:15	説明してくれたやつは、どういう関係にあるんですか。
1:15:21	米田です。まずは村野さんの説明は正しいの。
1:15:27	はい。正しいと思って、まず設計をやるのはあくまでもそういう設備をあそこはわかってる部分もある。うん。で、その設計の妥当性を確認するために、設計レビューというのを設計管理をするルールの中では定めていて、その設計管理、
1:15:44	設計レビューを行うということでそれを重要度に応じてやるということになります。
1:15:49	はい。だからそのレビューは誰がやるんですか。
1:15:54	それぞれは重要度に応じて、重要なものについては、先ほどありました。うん。
1:16:02	はい。最終安全委員会だったり、先ほどの設計審査委員会だったりすることになります。ただそこで何やったかを、その出席者に説明をしてもらいたいと言ってるだけ。
1:16:19	だって皆さんそれを信用したんでしょ。
1:16:23	その結果を、
1:16:32	規制庁コサクですけどすみません、
1:16:36	その委員会なり何なりについて松田さん他人事のように言ってますけど松田さんいいなんですよ。
1:16:44	はい。県の方ですけどはいそうです。
1:16:48	なので、今の
1:16:50	設工認の体制で乗りボードだったり第3層の上の層だと1の第三階層でのチェックというのと、
1:16:57	各委員会での対応との関係っていうのは、マツダさんがちゃんとそれぞれに通訳をして話をし、それぞれの位置付けを整理をしてこうやっていきましょうということをまとめるんじゃないのかなと思ったんですけど。
1:17:11	どうなってるんですかね。
1:17:16	松田さんは今思っていてそれぞれの顔でしゃべると思うんですけど。
1:17:28	設定の妥当性をということでありましたので、それをどんどんどういうふうにするというのは設計監理要領があってそれに基づいて、今申し上げたような、
1:17:39	体系で、ファン、

1:17:42	そうですね、設計管理委員会なり、安全委員会なり、そういったところで見ていると、いうことはお答えして、先ほどちょっと、
1:17:52	そういうようなことだということでお答えいただいて、規制庁のハセガワですけれども、いや、須田さんの説明が多くにとっては一番わかりやすかったんで、これだから、
1:18:04	結構な頻度で、それぞれは何段階かに分かれてるから重要なやつと、重要度分類して、戸谷やってるじゃないですか。これについて5号までに統一、
1:18:18	どの会議をやったかっていうのを整理して出すことはできますか。
1:18:32	そう。一覧表にしてもらえばいいですよ。
1:18:35	委員会が三つなんか四つなのかよくわからないけど、4万点チェックしてるから、結構な頻度でやってるはずじゃないですか。
1:18:46	答えられないんだったら別にいいですよ。皆さんやんなくてもいいこっちが行くから。
1:18:54	日本原燃須田です。ちょっと最初に事業部の方で確認します確かにルールではですね、今の設工認に係る管理という中で、計画を作ってますね、
1:19:05	それ以外に起きて、
1:19:08	やってますので、その設計レビューの区分も決まっていますので、あそこで委員会の今回の設工認に関して、どういう委員会がどれぐらい開かれたかとか、
1:19:18	それから資格が主催するレビューもありますので、ちょっとそこも含めてちょっと分類をして、
1:19:23	確認します。以上です。確認するのはいつまで。
1:19:27	僕今日今日中に欲しいんだけど、今日中にどうしてもできないんだたらうち事務所行かせるから、
1:19:33	どっちか選択して、
1:19:36	確認します。要件で教授に確認します。うん。そうしてください。そうは言いつつも、事務所にも行くかもしれない。
1:19:52	とりあえずそこがちゃんと理解できて適切に回ってるかどうかそこを、また、ちゃんと整理してもう1回説明してもらいます。
1:20:14	はい。承知いたしました。今日中に、また連絡をさせていただきます。
1:20:20	はい。
1:20:21	ちなみに皆さんの予定だと、お約束通りに6月の頭ぐらいに何か品物が出てくるんですが、
1:20:32	遅れてるんですが、

1:20:35	どんな状況ですかね。
1:20:37	日本原燃の須藤です。今ですね資料を整理しているところで、6月の2日にはですね、提出できるのではないかというふうに考えてございます。わかりました。そしたら今の回答は、それまでにはちゃんとしてくださいね。
1:20:58	はい。今日中にということで相当スケジュールあるようにさせていただきたいと思います。はい、わかりました。とりあえず午前中は、これで終わりにしましょうか。お昼です。
1:21:12	他に。もうあれ。はい、了解いたしました。言えそうです。
1:21:20	今野B。
1:21:22	規制庁鷺見です。
1:21:24	本日のヒアリングはこれで終了しますので、
1:21:29	登録を停止します。

別紙

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、
0:00:11	本日の午前中のヒアリングの続きとなりますが、
0:00:15	ヒアリングにて事実確認を行うものになりますとまず規制庁側の出席者を紹介します。
0:00:21	あと本庁会議室からハセガワコサクナカガワツガネ。
0:00:27	タジリ、瀬戸川シミズ。
0:00:30	岡とWEBからカミデオオカオオハシフジワラタケダタカナシキシノ。
0:00:38	モリノ。
0:00:39	以上になります。それでは原燃の方から出席者の紹介をお願いします。
0:00:45	はい、2番梅村です。本日の出席者でございますけれども、ストウミヤコシイオオガキマツダ。
0:00:53	スダ。
0:00:54	モリスズキ
0:00:56	コマミネハタケヤマ、上岡ヒシヌマ、スモモザワ以上になります。
0:01:05	はい。
0:01:09	原燃側から説明してもらえますか。うん。それは引き続き説明をリストに基づいてさせていただきます。
0:01:20	お願いします。

0:01:24	サンプルにして大丈夫です。
0:01:25	はい。
0:01:26	よろしいですか。
0:01:28	三分でね、三分。
0:01:31	日本原燃の鈴木でございます。設計審査委員会の中身について説明しろということございましてまずお手元のリストでございます。これは2013年度からの内容を
0:01:44	一覧表でまとめたといったものでございます。
0:01:48	基本、主管課が
0:01:55	設計につきましては、責任を持ちましてそれに基づいて重要度に応じて、設計審査委員会に上がって参りますので、その件名をまとめたというものでございます。
0:02:07	このうち、本日、ご用意をさせていただいたというものにつきましては、1ページ目2ページ目3枚目ございまして、万2020年9月29日に、
0:02:19	市排気塔エーワンそれから4冷却とA B。
0:02:23	梶井店とあります。4議員が含まれているという観点からこれがよろしいのではないかとということでお持ちした次第です。
0:02:31	実際に設計審査委員会ではこれはルールに基づきまして審査をするということになるんですけれども、そのルール上、設計要求事項検討表というものを、
0:02:42	これは設計監理細則に基づいて、各主管課が作ることになってございますので、これに基づいて、場合によっては参考資料等も参照しながらその場で説明を聞き、コメントするということになります。
0:02:57	040番をお願いします。
0:03:03	今申しました設計要求事項検討書というものがこちらです。
0:03:08	左側に設計のインプットがあり、それから設計内容があり設計からのアウトプットというものがございます。
0:03:15	合わず、設計のインプットで基本的には基本設計のアウトプットがこれに該当することになります。詳細設計の場合です。
0:03:25	このインプットに対しまして設計内容それからアウトプット、こちらがしっかりと論理立てて構成されているか、そして中身に疑義がないかといった観点で見ます。
0:03:40	実際にこれ040でございますけれども、インプットが法令の要求事項なのか設計の要求事項なのか、実際に設計の要求事項も基本設計と称しながら、

0:03:52	詳細設計に一部踏み込んでというところがございしますので、何がインプットか設計内容か、そういったところも合わせて見るということになります。実際にこのときのやりとりではその点のインプットと設計内容これをしっかりと、
0:04:07	御見るべきといったようなコメントも出しております。
0:04:11	実際にこのプロビジョンでは、
0:04:15	0の最後のページお願いします。例えばですけど、
0:04:20	この時に出たキメントとしましては、技術的な内容になりますけれども、例えばですね、設計のところでこのC寸法線検査のところで、
0:04:32	1ミリ以下でしっかりと置き管理しなさいということがあるんですが、なぜこれが1mm以下なのか、1名でいいのかといったところがわからないといったことがございまして、そういったやりとりをさせていただいてございます。
0:04:48	実際にレビジョンをお願いします。
0:04:53	はい。
0:04:54	例えばで恐縮ですけども耐火塗装の大戸層厚、この場合には、この対象のところは、もともと3mmプラス1mmということでございましたので、それで7キロパー平方メートルの
0:05:06	容量を付与するといったような形を、をしっかりと確認をしましてそれがアウトプットに反映されているといったことを確認しているという状況でございます。
0:05:16	以上を確認しまして一応主管課に関し、あと主管課の方でそのレビューをもとに、
0:05:23	その結果を反映するという事です。ちなみに
0:05:27	この案件につきましては、安全上重要な施設ということもございましたので、設計審査委員会の後に、安全委員会、そちらの方にも、ダブルでかけるというような構造になってまして、
0:05:38	そちらの方からも幾つかコメントがあり最終的には主管課の方で設計をまとめたというこういう形になってございます。
0:05:44	簡単ですが説明は以上です。うん。
0:05:47	でも今の説明はどうでもいいんだけどさ、皆さんさ第1回目の申請でさ、検討してないやつとか液状化とかさ、いうので随分時間かかって、直し入れたやつあるじゃないですか。
0:06:02	ああいうのがさ、この委員会見過ごしたんだよね。

0:06:09	臼田日本原燃鈴木でございます。事実関係から申しますとその設計をやる前にそういった案件が設計審査委員会にかかってきたかと申しますと設計審査委員会には、
0:06:21	規制庁さんとのやりとりが行うまではかかってきてはございませんやりとりの後、すいませんこういう規制庁コサクですけどかかってきてないんじゃないくて、
0:06:31	設工認申請したんだからかかってんですよ。
0:06:34	かかってんだけどその論点を皆さんが見逃したんですよって聞いているんです。
0:06:44	それともあれですか設工認申請するのに皆さんとかかってないってことですか。
0:07:01	すいません。日本原燃亀岡と申します。おっしゃる通り、設計管理上で、ばっちり液状化という言葉がはっきりとは見えないんですけれども、
0:07:12	設計の内容としては、それらも考慮することになった耐震設計として、そういうのをそういったもろもろの諸条件を含めて耐震設計するというような、
0:07:24	知事の内容はもともと記載してございます。いや、そんなことは言ってなくて、
0:07:29	そもそもだってさ審査会合の場でさ、あんタケダね言われて、全部やり直したじゃないですか。スタそれはさ、ね皆さんスルーしたんでしょって、ただ事実聞いているだけですよ。
0:07:43	やってないのにやったなんていうんだよ。
0:07:52	そもそももう、今日説明するのはあなた今、説明した人は、その委員会のメンバーなの。
0:08:07	すいません。日本原燃神谷です。私は、すみません委員会のメンバーではございません。かけた側の施設課の会員でございます。聞いてない。
0:08:19	説明しなくていい。
0:08:22	チェックがチェックした人に聞いている。
0:08:25	チェック漏れたんでしょってチェック漏れたのかそもそも、審査にかけてないものを、施工に申請してきたのか。
0:08:35	どっちなんですか。
0:08:39	いずれにしろ駄目なただけどさ。
0:08:43	そこまではっきりして、
0:08:49	次が日本原燃鈴木でございます。設計審査委員会というこちらの中のもの、縦割りの話で恐縮でございますけれども、

0:08:58	施設課から上がって来る、来ないの話が前段にあります。知らないけどさ、ねそんなこと聞いてなくて、事実だけ聞いてるんですよ。
0:09:09	規制庁コサクです。事実関係一つずつ詰めますけど、先ほどの資料を見せてください。審査件名一覧ですかね。
0:09:19	これ設工認申請の前2開催した開示はどれですか。
0:09:27	それとも、設工認申請においては、
0:09:30	開催しないっちゃうことですか。
0:09:36	書いてあるじゃそこに飛来物主管少年と詳細設計検討、
0:09:42	日本原燃鈴木でございます。そういう意味では案件ごとに設工認申請の前にかかってくるものが設工認申請の前ということでございますが、実際に設計審査でやってる案件のものが、
0:09:56	基本設計からああしまししょう、詳細設計ということでございますので、その詳細設計に行くためのもので見ているということでございます。
0:10:06	はい。岩見。じゃ、とりあえず見たんだったら、漏れたのね。
0:10:19	鈴木さんさんもさ、テキパキ以降よ。
0:10:22	やはり日本原燃鈴木でございます。例の耐震の件につきましてはそのまま申請をしているということでございますので、設計審査委員会では次、
0:10:33	すいません。
0:10:35	まじし審査はできておりません。うん。だからそんなさ、委員会なんだよね。
0:10:42	それにさ全部さじゃそのあとさ、そういうことが1個あったから、全部さ、やり直したの。
0:10:53	信頼できないじゃん。そんな委員会。
0:10:57	だって相当な手戻りだったよね。
0:11:02	致命的なミスをしたよね。
0:11:10	日本原燃鈴木でございます。
0:11:13	すそ相当なやりとりの後に、今全部ブラッシュアップする形で改めて見直たかというご質問でございますと、その対応はしておりません。
0:11:25	それでいいの。
0:11:28	役員の皆さんもそれでいいんですか。
0:11:51	液状化の検討が不足したのはたまたまミスただけで、他の何番点の
0:11:59	設計は大丈夫なんですよっていうそういう古藤でいいんですかね。
0:12:10	この2本目のオオガキでございます。ご指摘の通り、液状化に対する交流を見逃したことについては我々、設計上の大きな問題ととらえておりまして、

0:12:22	実はそれをですねなぜミノアしたか。
0:12:27	という原因の究明とそれに基づく再発防止ということで今実はそれを、
0:12:31	安全品質改革委員会の場です、プロフィールとここでございますんで、だとすると、そういうのが全部あって設計を見直し、
0:12:43	もう1回チェックして、そうしないとさ今の共通事項なんかできないんじゃないの。
0:12:50	何か皆さん順番が何かおかしくない。
0:12:56	いやそもそもさ一番大事なのは、共通事項を作ったりなんかすることじゃなくて、必要な設備を適切にさ、設計することなんじゃないですか。
0:13:15	それができなければさ重大事故対策が適切に行われるとかさ、もともとした許可通りじゃないじゃんってなっちゃいます。
0:13:25	何か一番大事なところ、一番底の言ってないですか。
0:13:41	ではもうもう1個言わさしてもらおうとスズキさんはさもう1個の許可の方でもさ、大分差1年以上もさ、手戻りしてさ、さらにまだ今の段階でもできないと。
0:13:52	いう人がさその誘う責任者になってるっていう事態はさ、僕にはもう全然考えられない。
0:14:05	なんか2013年ぐらいからこんなに僕たちやりましたとかって言ってるけど、そんな古いやつでさいろんなこと言われて、ちゃんとレビューもしてないものって本当に大丈夫なんですか。
0:14:22	江田大丈夫だと言ってもらわないとさ何か困るって困るのかもしれないしさ。
0:14:28	ねえ、大丈夫じゃないんだったらどうするっていうことにもなるし、いずれにしろ役員の皆さんも、これをこの会話を聞いてどう感じているんですか。
0:14:52	仮にまたね、同じようなミスが、審査の過程で発覚したとするとそれはそれで我々別にいいんだけど、
0:15:03	手戻りはものすごくなりますよね。
0:15:10	そういうことをしないように何か今まで一生懸命皆さん活動してきたんじゃないですか。
0:15:20	だからそういうことができてないのに類型化だとか何とか言っても、それ自体が全部、途中でおかしくなっちゃうと。
0:15:30	全部手戻っちゃいますよ。
0:15:41	日本原燃の大木でございますはい。ご指摘はわかります。それについては昨年11月にですね、この液状化の件だけではなくて、

0:15:52	あの通り共通 00 の進捗がワークしなかったもの問題を含めてですね 我々解除策をとるということで、例えば
0:16:03	液状化っていう大きな見直し事に対しては、電力の専門家によるレビュー ですとか、或いは
0:16:12	私のような
0:16:15	危険を持つ者がチェックに参画するという体制をとるということを改善 策にして今進めてきたところでございます。では、その時点からね父さん 一覧表で見して、
0:16:30	2021 年の 7 月から、
0:16:35	オオガキです 11 月からですだというふうに記憶してますけど、ただそ れがすいませんちょっと設計管理の仕組みの中でやってるかっていうと そうではないのでちょっとそのリストとはちょっとリンクはしておりま せんけれども、
0:16:48	いやだからそうするとこの委員会は、もう使い物になってないって そういう説明。
0:16:54	いや別に使い物になってないんだったら別にそれでもいいですよ。
0:16:59	この委員会も信用できないからそのす、仕組み止めたんですと。
0:17:04	違う仕組みで見てるんですっていうことだったらそれでいい、いいんだ けれども、
0:17:20	何かここまでいくとさもう残りさあ値はわずかで全部、この先で見て ると思えないですもんね。だからさ、ずっとさ、次ね、10 年以上 10 年 ぐらい前のさ、
0:17:32	にかけたやつがそのまま生き残ってんじゃないの。
0:17:36	0 ンなって、本当に大丈夫ですかって。
0:17:42	もう 1 回かけたらさほとんどさ、やったことにしてさ、それ以降何にも
0:17:47	やってないのかもしれないねこの委員会、この委員会はだからあんまり 使い物にならないっていうことかな。いやそれは別にそれでいいす よ。
0:18:00	でも大柿さんだって困るでしょう。
0:18:05	正しい設計がされたか、まずされたかと、そこで抜け漏れがあることが ね蓋然性がすごいね、高くなってきちゃったときに、
0:18:15	もう 1 回チェックをみんなかけてますとかって言った方がいいんだけど そういうものじゃないものが少なからず入っているとすると心配で夜も眠 れなくなっちゃいますよ。
0:18:30	大丈夫なんですか、皆さん。
0:18:35	いやオオガキですはい我々しても、できるだけ手戻りを下げてですね。

0:18:41	合理的な審査をお願いしたいと思っておりますので、
0:18:47	なので、もちろん設計審査委員会というものはそれなりに、もちろん伊賀 1000QMS 上きちんと位置付けられたもので、その役割には
0:18:58	もちろん立つところあるんですけども、さらにそれに加えて、
0:19:02	専門的な視点を持つ電力関係者のレビューとかですね、そういう意味では、別の仕組みも加えて全体で設計の妥当性の確認を進めているというのが現状だというふうに理解してます。
0:19:16	なんかそれよくわかんないんだけどね。
0:19:19	あ、すみません、古作ですけど、ちょっと視点をちょっと
0:19:23	変えて質問させていただいて、そもそもこの設計審査委員会って何者なんだと、皆さんのプロセスの中でどれだけの審議をするんだっていうのがわからなくなったのでお聞きするんですけど。
0:19:36	先ほど設工認申請にあたって何見たんだと、いうことを、
0:19:41	を聞きましたけど、その中で
0:19:45	飛来物防護の案件はかかってたと。
0:19:51	そこは見切れなかったという話が少しありましたが、
0:19:57	新基準適合わあ、
0:19:59	その飛来物防護ネットだけじゃなく、
0:20:04	冷却とそのものも申請されましたし、
0:20:07	それ以外も、期、
0:20:11	基本設計方針ということで申請されていると、或いは分割という判断の中でどうしていくのかという検討もされていると。
0:20:20	ということなんですけどこのリストを見る限りそういった議論を審査したように見えないんですが、
0:20:27	設計審査委員会ってのはそういうことの審査はしないでも、設工認申請ができるっていう位置付けなんですか。
0:20:38	日本原燃鈴木でございます。
0:20:41	丹新居清基本設計から詳細設計に、今現在、現状はそうなんですけど、詳細設計時にその設計自身がどうなのかと言っていることを見えていますので、
0:20:52	設工認にどのように上げるかですとか、分割がどうだといったそういった議論はこの設計審査委員会の役割としては、今付与されていないというのがルール上の説明です。
0:21:02	設計の妥当性誰が見てんの。
0:21:09	日本現在スズキでございます設計の妥当性は、そういったレビューを受けて江藤笹

0:21:16	最終的な責任者は今、主管課ということになっています。いや最終的な責任じゃなくて、レビューはどういうふうにやるんだって聞いているんです。
0:21:31	エリアですか設計の中身について先ほど来申してる通りのやり方をしてきているということでございます。何かおかしいですね。さっきまで保安規定のヒアリングしてましたけど、
0:21:45	保安規定では品質保安会議でも審査するし、その手前の安全委員会でも審査するっていうふうに保安規定上なってますよね。
0:21:55	現場の皆さんはそんな委員会なんか知らねえと、現場がやるんだっていうことですか。
0:22:00	保安規定違反ですか。
0:22:04	そのようなことを申し上げたつもりではございません。すいません私だけ審査委員会の院長として設計審査委員会とは何かということに、いや、いや、望月さん答えなくてもいいから、そこにいる一番偉い人に、
0:22:17	誰がレビューしているか答えていただければいいです。
0:22:20	具体的な詳細設計の妥当性は誰がちゃんと確認してるんですかと。
0:22:29	誰がっていうか別にどの委員会でもいい良いし、
0:22:34	だから今日表も示してもらってるけどこれもどうでもいいです。だから違うの。次見してもらえればいいんですけど。
0:22:50	今日は誰が。
0:22:53	宮越さん。
0:22:57	なので、いずれにしろ、原燃のシステムの中で、のす話なんでこれ、ここ黙ってもらっちゃうとみんなにはね、いや速攻で
0:23:09	事務所行かせますか。
0:23:16	ここで何かちゃんと説明していただかないと、我々も困っちゃうんだよね。
0:23:25	北田です。
0:23:29	規制庁コサクですけど出席者もう一度言ってもらっていいですか。
0:23:37	はい。日本原燃村野です。
0:23:39	ストウミヤコシオオガキマツダスダ。わかりました。じゃあ、その範囲がいるならその範囲での人で答えていただけたらと思うので、
0:23:49	黙ってないですよね。逆にね。
0:23:53	今言った範囲の中で少なくとも説明してくれくれますか。
0:24:05	事業部長対応の中でオオガキです設工認申請にあたっての、社内での確認という意味ではワーキンググループ最初に、安全委員会。
0:24:17	安全委員会において設工認申請の妥当性を確認しております。うん。

0:24:23	その後委員会で説明してもらえればいいんだけど、
0:24:28	もう1回出直しだね。
0:24:36	出直してもう1回説明してもらいますその委員会でやったことでもそこでも同じ質問するけどね。
0:24:46	規制庁コサクですけど、午前中はそういうことも含めて、社内でどういう、設工認にあたっての検証をしているのか、それを全体、
0:24:56	説明しろと言ったはずで、
0:25:00	やってもいない、設計審査委員会の説明をしろと言ったつもりはないと。
0:25:06	ということなので、そもそもの要求事項をちゃんと認識しないっていう意味では、これまでの設工認ヒアリング審査会合の対応と全く一緒と。
0:25:16	ということなので何も変わってませんねっていうことにしかならないかなと思ってます。
0:25:21	今管理官はやり直しだねって言ったん通りで、一色わかるように説明するようにしてください。今、これも管理課言われた通りですけど、
0:25:33	結局
0:25:35	さらに上位の委員会の状況位は0でもう多分そこで詳細について議論してるわけがなくて、
0:25:42	何でその場でその程度の確認でいいんですかということの説明していただかないといけないと。
0:25:48	ということなので、細かな資料を提示いただく必要はないですけど、どういう体系でどう審査するのか或いは審査結局、
0:25:57	この段、1年間かけた段階でできてないという状態なので、やってますという説明は無理だから、
0:26:05	どのような手当をそれぞれしていったって、こうやっていきますと、
0:26:09	というようなことを言っていただく必要があるんだろうなと思いますけど、ストウさんなり、ミヤコシさんなり、
0:26:18	どういう認識で今おられるか。
0:26:23	見解を述べていただいていいですか。
0:26:28	ミヤコシです。
0:26:30	午前中の趣旨を踏まえた説明ができていないということにつきましては、反省いたしております。
0:26:38	設計審査委員会という話が午前中出ましたので、それを中心にご説明差し上げましたけれども、説明しなければならないのは、設計の
0:26:49	妥当性、設計の検証を、

0:26:52	P R Aをやってきたのかと、この間ありましたようにその液状化の案件があった以降どう変わったのかということについてきちんと説明する必要があるのかなと思っています。
0:27:04	伝えまして、
0:27:06	その辺についてですね、きちっと説明できるように、我々の従前からここがこう変わったということを体系的に説明できるようにしたいと思います。
0:27:19	規制庁の長谷川ですけど盛さん。
0:27:23	ちょっとこの、多分いろいろまた新たなことがわかったと思うんですけども、
0:27:28	いかがですか。
0:27:32	先ほどの液状化の話は具体的にちょっとよくわかってないんですけど、この委員会がですね、ちょっとかかっているものとかかかってないものがあるってということなので、そこの違いがちょっと、
0:27:46	明確に説明できるかどうか非常に気になっています。
0:27:50	この設計の最終的な責任は所管課であると私は認識してて、設計の妥当性誰が保証するかということについては、レビューは受けるもの最終的な責任は所管課が持つと。
0:28:01	こういうことになってると思いますので、所管からのみだけ、これについてきちっとやってるかということがすべてになると思います。多分レビューはですね、面的に見ていくってことなんでいろんな知見を持った人が、
0:28:13	その知見をもとにレビューしていくということであって、それについてすべてが網羅的にはできるとは限りませんが少なくとも所管からですね、それに責任を負っているということから、
0:28:24	そこにおいては、きちんとした内部のレビューがなされている、ここは思っております。うん。
0:28:30	我々安全委員会とかいう話になってくるともう少しもう少し広く広がっていくので、設計のレビューにおける視点よりももう少し広がっていくので、
0:28:41	やっぱりきちっと設計が妥当かっていうのはやっぱり所管課が見ていく必要があると思っています。以上です。はい。長谷川ですけど今の話は大体はわかりますよ。だからいずれにしろ所管課が責任を持っ
0:28:53	てやると。ただし、この今所管課が、

0:28:58	ちゃんとできてるかどうかっていうのは正直、疑義が発生している中で、皆さんはどう見てきたのか、そして、皆さんは何をもって結局、その所管課がやってることを、
0:29:11	前としたか、要するに所管課をどう信用して、今回の一連の共通シリーズというものを作り上げて、さらにはこれ2回目申請以降に、
0:29:23	ものすごく大きい9、ところ、こういった部分が関わってくるわけで、皆さんがやりたい、合理化とかっていうのが、
0:29:33	結局所管課がミスった段階で、すべてご破算になる可能性があるのと、そういう結構大きなチェックポイントであることにはもう間違いないと思っていて、
0:29:48	だからそこところをしっかりと押さえておかないとだから皆さんがそこにいる役員の方々は、そういうことを認識してきちっと押さえにいつてるのかっていう、
0:30:00	ことだと思うんですよ。で、その差異が効いてないと。
0:30:05	で戻るということにしかならない。
0:30:09	いいので、お気をつけてくださいねということにしかならないんだけど、なので、結局皆さんはチェックする視点というのが、
0:30:20	そういう意味で漏れなくちゃんとできているか、要するにクリティカルパスになるような、
0:30:26	とかっていう全体の中で素行の押さえがどれだけ効いているかっていうのが、説明してもらいたかったんですけど、今日、結局午前中、残念ながら、
0:30:38	フォーマットの横並びだとかそういう言葉がね、我々からの指摘事項とか、そういうキーワードしか出てこなかったんで、すごく残念に思ったわけですよ。
0:30:50	で、結局、僕が思うに、最も大事なものは、ここの設計が適切に進んでいるか。
0:30:59	当庫工がしっかり大丈夫だということが確認できて、それらを全体的にまとめて共通シリーズを作っていくと。
0:31:12	それとあわせて結果的には、その時点でみんな同じような地層で同じような設計で同じ設計ルートに乗ってるっていうことで、
0:31:24	類型化とかっていうのが、様々な施栓視点から整理されていくと、だからもう概念的にはすでにでき上がっている。
0:31:34	設計が8割も進んでいけばそうなってるんじゃないかなというふうに思っていて、その辺が総合的に、皆さんが、

0:31:42	見られていればいいのかなと思ってますけどいずれにしろそれミスったとしても、僕らは手間がかかるだけ、なんで皆さんはそれ相応の、結局代償を払うということにしかならない。
0:31:57	いうことで、
0:32:02	確認しても、しなくてもまあいいかっていう気にはなっちゃったんだけど、
0:32:09	そういうことだと思いますけど、これから同じ認識なんですかねちょっと認識が違うんですかね。
0:32:15	この辺りはいかがなんですか。
0:32:17	言ってることが私はおかしいのかな。
0:32:23	おかしければおかしいと言っていた方が、
0:32:26	ありがたいかなと、認識を改めますんで、
0:32:32	それ。
0:32:38	規制庁コサクですけど、反応がないので、重ねて申し上げますけど、
0:32:45	設計審査委員会にかけるかどうかは、所管カーブ判断だと、ここしか使った所管課ですかね、判断だっというのはその通りなんだと思いますけど。
0:32:57	今回の設工認ね話をしてるのは、複数かあって、それがじゃあ統一的にちゃんとやるのかと。
0:33:05	いうところがうまくいかないから、許認可業務課が全体平仄を取るとかです、ね、というような話をしてやっている中、
0:33:15	じゃあ、複数カー全部、
0:33:18	かかるようなものをどうするんだっていうと、2021年11月の辺りでは所管課一色。
0:33:24	出して同時審査をしてみたいなこともやられていて、
0:33:31	一応建前としては所管課が一責任なのでっていうことで、言いつつ、並びをとってやってる例もあるようですけど。
0:33:40	今回の対応についてはそういうものはほとんど見られないと。
0:33:43	いうところがあって
0:33:46	設工認申請の中身として設計審査委員会にかけるべきものは何だったのか。
0:33:54	それについて、この1年以上かけてやってる審査会合なりの中で、追加で議論するものは、
0:34:02	あったのかなかったのかと。

0:34:04	2022年2月には飛来物対策工事っていうので1件かかっているようですし、それ以外にも幾つかわかってるようなんですけど、それで十分なのかどうかっていうのを、誰がどうチェックをするのかと。
0:34:18	いう図書館か判断でっていうわけにはいなくて、申請としての判断をする人がそこら辺をフォローしなきゃいけないだろうと。
0:34:26	思いますので、それがどの段階でどういうふうにするのかと。
0:34:31	いうことによって、この断面でどこまでの、設計審査委員会で付議されているべきか、クローズされているべきかと。
0:34:39	いうことの説明が必要でしょうし、
0:34:43	そういったことはなく、保安、
0:34:47	品質保安院会議だったり、安全委員会だったりというところに申請していかと。
0:34:54	というような付議をするということだとするとそれはそれで付議をする責任者、これは許認可業務課ですかね。
0:35:01	いうところの品質管理ってのはどうなってるんだっていう気がします。
0:35:05	そのあたりについてちゃんと整理をして説明いただきたいと思います。
0:35:10	許認可業務課という関係だとムラノさんいかがですか。
0:35:15	はい。当間、日本原燃浦です。ご趣旨はわかりました。
0:35:22	説明をしたいと思います。で、
0:35:25	ちょっと私的に気になるのは今回は基本設計方針を申請するということですので、
0:35:35	これから今やって設計の方針をまとめるということだと思ってますで、あつてはならないっていう話としてはこれから後の設計の中で、基本設計方針が、
0:35:48	変わってくるみたいなところは本末転倒になるんで、そういったところがないってことを確認をし、申請対象物について確実に、設計の審査が終わってるかということを担保して、
0:35:59	申請しているものというふうに認識してますので、ちょっとそういった観点も含めてですね、整理をさせていただきたいというふうに思います。以上です。
0:36:08	規制庁の長谷川ですけど今最後に認識っていう言葉を使ったんだけど、その認識っていう意味をもう少し具体的に言っていただけますか。
0:36:17	認識っていうのは彼らがやっているであろうと思っている。
0:36:22	私自身が直接確認したので大丈夫。

0:36:27	そういった意味では、今申した申しましたようにそのうち適切に設計の妥当性を確認しているという行為を行われていなければいけないというふうな思いに沿った、
0:36:38	社内の運用がなされているというのを確認したいと、そういう趣旨でございます。
0:36:43	だから許認可業務課って結局何やってんの。
0:36:49	教育業務課がですね日本原燃村野です。
0:36:53	基本的には設工認の申請をするために必要な仕組みを作って、各施設課に
0:37:06	それに従わせて、
0:37:09	下、許認可図書をまとめるという仕事です。
0:37:14	うん。だとしたらさチェックしてないとまずくない。
0:37:18	やらせてますね。
0:37:20	はい。ご指摘の通り、それをだってこの場でしゃべれないんだったらやってないじゃ、チェックしてないんじゃないの。やらせてるのかもしれないけど、やらせたらチェックしないとね。
0:37:32	そんなに許認可業務課って偉いの。
0:37:35	やらせるだけでチェックはしなくてチェックは、役員の方からすればいいんだよ、そういうこと。
0:37:43	米村設計の妥当性誰も見てないんじゃないの。
0:37:48	そういった意味で須藤有井、今まで様式ですとか、ルールっていうところにかなりウエイトを置いて、チェックしてきたという経緯がございますので、
0:38:01	今回のこれまでの申請の中でですね、を踏まえて、設計的な妥当性もあり、
0:38:12	社内としてちくちくし出すと。
0:38:14	いうことが、必要だというふうに認識しましたので、ちょっとそこまでまとめていきたいと思います。ですから結局設計の妥当性は十分に見られてないとすると、
0:38:25	これは何かフォーマットだなんだっていう以前の問題に、立ち返っていただいた方がよさそうな気がするけど、
0:38:33	あ、すいません日本イシハラです。今のご発言でMOXも含めてみんな同じだと思われた非常に心外なので、許認可業務課長の役割からいきますと今、今回0シリーズのフォーマットを作りましたが、設計するっていうことに対して抜けがないこと。

0:38:48	適切な設計をされていること、それが設工認申請書に3と反映されていること、この申請書をちゃんと申請してもいいという責任を持つのは、僕協議会予防課長です。それを前提に、
0:38:59	0シリーズを作ったつもり、作ってますので、ちょっと今村の発言がボックスも含めてみんな同じだと思えとかなり心外なので、そこは訂正させていただきます。
0:39:13	規制庁コサクです。
0:39:16	目算の侵害だと思うのはおっしゃる通りだと思いますし、
0:39:23	MOXを踏まえて同じように午前中も話をしたレビューボードだったり、第二段階のレビューをしている瀬川さんだったり、高橋さんだったり、
0:39:35	いう方は、内容を、どこまでできてるかを見てないんでわかりませんが、一生懸命作業していたはずであって、
0:39:43	その内容見てるということを課長がやってないかのような発言をされるのは部下としても新開なんだろうなど。
0:39:51	いうふうに、ヒアリングでその人たちと話をし、
0:39:54	これまで何回か面々とも話しましたが、してる中で非常に
0:40:01	残念に思います。
0:40:03	私がもし同じ立場だったら仕事はもうやってらんないと。
0:40:08	いうふうに思うような気がします。
0:40:10	とりあえず以上です。
0:40:14	柳沼です。失礼しました。決してやってないっていう説明をしたつもりではございませんで整理するという趣旨でございますので、
0:40:22	ちょっと言葉が足りなくて、何かあったらおっしゃってるん違う責任者なんだから、整理するものにもう今までやってきた事実説明してもらうだ形なんで、村野さん何やってきた。
0:40:34	ルール作ってやらせただけ。
0:40:38	私はですね
0:40:40	まず、
0:40:43	真木去年の夏頃に共通施設を作り始めたときに、
0:40:49	なかなかレビューをするというところの仕組みが最初になかなか整ってなかったというところがありましたので、まずレビューするという仕組みにおいて、
0:40:59	許認可教育業務課はいろいろチェックをしておりましたけども、例、中身のチェックですね、今申しましたその設計のチェックですとか、

0:41:10	そういったところはL/Dボードというのを作ってしっかりやっていくという枠組みを作ったつもりであります。
0:41:17	それに基づいて適切にできてるかっていうことを見てきたつもりでありますけども、年末ぐらいにですね、
0:41:25	衛藤。
0:41:26	MOXとの間もモク数の、を行って作るということの方針に対して少し減ってきてないところがある、それから条文間の横並びについても取れてないところあるということが、
0:41:39	わかりましたので、そこについて、どういうやり方をするかということを決めて、
0:41:45	大きな業務カーを中心にやってもらった。
0:41:49	ということについて
0:41:52	取り組んできたつもりであります。
0:41:54	わかりました。今の村野さんの説明によると、レビューボードってというのが設計の妥当性を確認してるんですというふうに聞こえて、
0:42:05	再処理安全委員会ってというのは、最後お飾りみたいなもので、
0:42:10	基本的にはそのレビューを度ってというのが、最近やり始めましたと。そこで4万点のチェックしましたっていうそういう話ですかね。
0:42:22	僕聞きたいのは、結局、ここの設備設計、4万ぐらいあるやつってというのが、結局どういふうなチェック、
0:42:31	防水されてきたのかっていう、
0:42:35	でも最後ねここにかかっちゃいますよ皆さん。
0:42:40	いや4万全部やれということじゃなくて、だから結局4万円はやんなくても、これみんな一緒ですから、床、これの部分代表してチェックしますとかっていうふうに結局なるんだから、そうするとその時点で類型化やってるんですよ。
0:42:58	だからそこんところちゃんとチェックしないと、全部見過ぎますよと。
0:43:09	今の私の説明をおかし
0:43:15	という面もあるせえっ等、
0:43:18	基本的にはそれぞれの設計の妥当性ってというのは、それぞれの所管課で見ているということになっていると思ってます。
0:43:31	それをですね、業務課長任せでするときに、
0:43:41	技術基準適合性という観点から整理していくということになりますので、それも所管課の仕事というふうに定義されてます。その整理されたものが、

0:43:52	適切に出てきたってということについて幾つかの観点でテレビ報道は見るという形にしています。ですからレビューは全部4万点ずK R O T O S チェックするという、
0:44:03	ようなところには今なってないと思います。
0:44:06	均等が上の方はしない。
0:44:09	わかりました結局皆さんが最後議決したところは所管課なんだよ。そうすると所管課長にそれぞれ今度聞けばいいってことだよな。
0:44:19	所管課長はすごい、2が重くなっちゃったね。
0:44:24	今日その場にほとんどいないんだろうけど、
0:44:29	規制庁コサクですけど、
0:44:32	そう、形式上皆さんそう言われますけど、それ設工認のヒアリング前半部分失敗をし、
0:44:40	品質を全体的に高めるということから、許認可業務課が出て、最初は新基準、
0:44:49	何設計部でしたっけ。
0:44:51	が頑張ってる名前さんなりが出てきて、それでも
0:44:57	縦横の方ほう側しか言えないので全体をどうしていいかというのがうまく言えなくて、許認可業務課が出てきてということであり、MOXの方も、結局現場ではうまく答えられないので石川さんが、
0:45:11	石原さんが、=許認可業務課が全体として対応すると。
0:45:17	いうことでやってきたのと今の回答は全く現実と違っていると。
0:45:23	いうこと。
0:45:24	認識されてない限りは、ヒアリングをしても意味がないかなと。
0:45:29	いうふうに思ってます。
0:45:33	結局、上辺だけの説明ってもうねうんざりなんですよ、正直。
0:45:39	なので
0:45:41	いや、これね、自分立入のことだと思いますよ。
0:45:45	これダム Moriさんこれ本当に大丈夫そうですか。
0:45:51	いや僕は別にいいけどもさ箸にも棒にも触れないもの出してきてもさ、見ますよ。
0:46:01	両面のMoriです。
0:46:03	いくつかのご指摘があったと思います。
0:46:07	設計の妥当性をどう確認するのか、誰が責任を持つのか、そういうことについての確認、それをその経営層がどうやって担保するのかということ。

0:46:16	こういうものがあってあと協議会企画課と施設それぞれの施設課の関係性において許認可業務学科がどういう役割果たすのか、こういうことのご質問があったと思います。
0:46:28	村野がしゃべったことについて私はその話してる内容について、同意できないといいますか納得できないところもありますので、
0:46:38	そこは多分やってる行為、セガワとか、みんなやってる状況を見てますので、その辺りを見てる状況からですね彼らがかかり責任を負いながら、
0:46:49	いろんなことを把握しながらやってると思っています。
0:46:52	ですからもう少し実態をですね確認していくと、多分そういうところにおいて、いろんなできてないことができるようになっていっていると私は見ておまして、
0:47:02	そういうものをベースに今の作業がなされていると、こういうふうに思っています。ですからこういうことがきちんと我々自身が理解できないといけないと思ってまして、そこについての不足があるとお考えております。以上です。
0:47:16	大体そういう、まとめるとそういうことだと思うんで、まず今の部分って、盛さんが今言われた部分っていうのが、これが原燃の
0:47:26	管理者、経営層がしっかり同じ人シキイをわと思って、つことがまず重要かだと、だからその仕組みすらわかってない方が、
0:47:39	多分いっぱいいて、現実の世界っていうのを理解されてない方もまたいるんだろうと思いますんで、いずれにしろまずはそれはちゃんとやっていただきたいと思いますけどいかがですか。
0:47:55	日本原燃盛です。私が入りまして1ヶ月ぐらいですが、いろんなことをですね、経営層も含めてですねさしてきております。これを続けながら、今の体制を強化しながら、改善を図っていきたいというふうに思っています。以上です。
0:48:11	6月2日だけは遠い計画通り出されるんですか。
0:48:18	まとめはしないですよ別に。
0:48:23	そこはそこで判断してもらって適切なものも、ものであれば別に構わないですよ。
0:48:32	日本原燃の須藤でございます。
0:48:37	今、いろいろいただきましたお話につきましてはですね、今後しっかりとみんな議論してですね、を通して何かというのを見極めた上で対応していきたいと思いますが、

0:48:50	6月2日提出、今、一生懸命やってるところなんですけど、6月10日でやりたいなというふうに、
0:49:00	思っています。なんで、
0:49:06	今いただいたご指摘はちょっと長い視点ですねしっかりと対応はしていきたいと思います。よろしくお願いします。儘田出すのは別に答弁しませんけど、これ審査会合で、
0:49:18	今の観点は、当然、うん。
0:49:21	聞くわけで、
0:49:24	その結果とあと我々見た結果は、素直に、
0:49:31	公開の場できちっと議論をしていくということになることが変わりますので、それを含めて、
0:49:41	出すなら、出していただいて結構です。
0:49:45	我々も一生懸命見るかそれに値するかをまず確認させていただきますけどね。
0:49:54	青柳の須藤でございます。
0:49:56	はい今後の対策も含めてですね、審査会合等でしっかりと
0:50:03	ご説明していきたいと思いますよろしくお願いします。
0:50:09	はい。支店長コサクですちょっと私がぼけっとしちゃってて申し訳ないんですけど、
0:50:14	えっと、再処理の資料は10日に提出ですかとかっていう、2日ですか。なんか途中で10日って言葉も出てきたのでよくわかんなかったと思うんですけど。
0:50:24	本当に、いや今のところ、2日、6月の2日を目指しています。
0:50:31	規制庁コサクです。それから、先ほど言ったところとの関係で、どういうものなのかっていうことは提出されたんですから、提出した時に説明をいただきたいと。
0:50:43	我々がどういう資料なのかっていうスタンスで確認をするのかっていうので、
0:50:48	こちらの作業に大きく影響するので、
0:50:51	それは明確にしていきたいと思います。
0:50:55	というのはその内容がどこまで設計として、問題ないことなのかということで、午前中も少し話しましたが、
0:51:06	基本設計方針の整理とかっていうのを、皆さんせ
0:51:11	申請書の当初なだけでやって設計じゃないと思われてるようなんですけど、我々は根本的に設計だと思ってて、基本設計の範疇なんですけど、いうところで適切かっていう話はあって、

0:51:26	設計審査委員会絡みという関係でも、添付書類でどういう評価をするかっていうのは、おそらくせ、詳細設計の分野に入ってきて、
0:51:37	現状変更がないので、従来も審査された部分の範疇だと、施設つうか、施設所管課は判断をしてあまり個別には案件がかかっていない。
0:51:49	耐震設計が変わっていった部分については、若干かかってるっていうことだとは思いますが、
0:51:55	そういったところがちゃん等漏れがないかっていうチェックするのは、許認可業務課なのかなというふうなふうに思っていて、
0:52:03	そこら辺でどこまでのチェックをしてやってるのかって言うのも、別紙、
0:52:10	00 シリーズのう。
0:52:13	別紙 4 は、添付書類の書きいろいろ書く内容であり、
0:52:18	その補足として必要な検証を行った内容と、いうことがあり、そこら辺が上がっていないと累計の議論もできないのかということで、
0:52:31	別紙 2 だったりに上がっていったり、分割申請っていう共通 05 だったりというふうに展開するのも、十分な整理ができないということですから、
0:52:42	00 を作る中で、十分にその設計審査委員会にかかって、問題のない設計になってるかということもある程度判断。
0:52:53	なり確認が必要だというふうに私は思っています。それは皆さん必要ないと思うのであればそういう説明もしていただきたいですし、必要だと思うのであればどういうふうな順番でどういつどういうふうにやっていくのかと。
0:53:07	いう計画を示していただければと思いますので、
0:53:10	そういったことをですね、紙資料提示にあたっては、説明できるように
0:53:18	していただければと思いますけども須藤さんよろしいですか。
0:53:24	はい、了解いたしました。
0:53:31	規制庁コサクですそうすると、まず再処理の設工認、第 1 回にあたっての 00 シリーズ及び共通 09 別紙と。
0:53:43	いうことについては 2 日提出に向けて作業中で、提出内容がどのレベルのどういう確認
0:53:52	の資料なのか。
0:53:54	いうところを、今日のヒアリングを踏まえた状況説明も含め、やっていただけると。
0:54:00	いうふうに理解をしました。一方で
0:54:05	MOX の補正だったり、或いは

0:54:09	共通 0000 なり共通 09 別紙との関係だと、再処理の事業変更許可カー申請の、
0:54:20	有毒ガス関係のヒアリング資料の整理と、
0:54:24	いうところのスケジュールルー。
0:54:28	との関係はどうなのかということなんですけど。
0:54:33	まずは最初に関係っていうことで有毒ガスの関係はどういうふうにすす、今日の話の踏まえて進めるつもりなのか話できますか。
0:54:43	宮越さんですかね。
0:54:47	宮越です。というダース風化数につきましても、共通 0009 と同じような、階層別のチェックを今やっています、これも目標は 6 月 2 日に置いています。
0:55:01	規制庁コサクです。同じだとする等、
0:55:06	設工認と同じようにどのレベルのどういうものなのか、全体としてどういう設計検証されているのかと。
0:55:12	いうこともあわせて説明していただけるということでもいいですか。
0:55:16	はい同じだと考えています。
0:55:21	X の補正。
0:55:22	で、越智です。
0:55:25	規制庁コサクです。では、MO X の方はどういう、
0:55:30	状況というので今の踏まえたから、ちょっとヒアリング資料の提出というのとは意味合いが違いますけど所。
0:55:37	説明いただけますか。
0:55:41	今の西原でございます。MO X の補正は今高松が先週ヒアリングで申し上げた通り 7 日に補正をすべく、
0:55:50	今までの上をシリーズでのヒアリングコメントの反映というのも含めて採用させていただいています。今日 3 時半ですかね、スケジュールを出させてもらって補正等、ゼロシーリングの補正を反映した上でのシーズの提出というの、
0:56:09	含めて全体のスケジュールリングを出させていただきました。7 日に向けて今採用しているところまで、最終的には 1.2 S s とか反映しないといけないと作業を
0:56:21	系列決めてやって、31 日にそれを発行して補正に向けてということで、7 日のスケジュールに向けて順次作業をしているところでございます。以上です。
0:56:32	規制庁コサクです。ナノカーで作業中ということで理解をしましたがこちらの方は、補正ということでプロセスが一段高いので、

0:56:44	先ほど言った保安会議だったり、
0:56:50	せ、安全委員会だったり、ということは付議されるんだろうと。
0:56:57	思ってたんですけどそういう理解でいいですかね。
0:57:00	はい。本社でございます。当然中で保安規定、ご説明いたしますけど、ルール通り、安全委員会に付議して、前回許可整合とかの設工認を申請する必要な観点での安全委員会に、
0:57:13	審議をしていただきまして、それで妥当だということで確認を取った上でというのが、路線でございます。7日に向けた作業はその中に当然安全委員会も入れてやっていますけど、
0:57:24	安全委員会のコメントがつけばスケジュールは見直しを考えます。以上です。
0:57:29	はい。規制庁コサクですわかりました。そうであれば、補正能同時なのか、その後のヒアリングに向けてなのか、どのようなことで、
0:57:41	説明をしたり、検証したのかだったり、ということを説明いただければと思いますのでよろしくお願いします。
0:57:50	はい。与儀志田でございますはい。申請に向けた協議会業務課も含めた全体の検証であったり確認のプロセス、
0:57:58	あと様式の方のチェックも含めて、あと安全委員会の付議の確認の内容であったりというような一連説明ができるように準備をさせていただきます。
0:58:09	国のプールでは、
0:58:10	うん。
0:58:12	はい。規制庁コサクですわかりました。
0:58:20	人とそれぞれの資料の提出時期とそれに向けて今日のヒアリングを踏まえた対応っていうのは、お聞きしましたけど、そもそももう全体像よく結果もよくわかんない状態になっちゃったということなんですが、
0:58:36	それを払拭するのに、どうされるおつもりか、改めて、
0:58:42	お聞かせいただけますか。
0:58:53	日本原燃の須藤でございます。
0:58:55	先ほどいただきましたお話のように、いわゆる全体的な整理をしてですね、本来、どうあるべきかというのを整理した上でですね、
0:59:06	ヒアリング等でご説明していこうというふうに思っております。
0:59:14	規制庁コサクですそれはあれですかね明日なり明後日という古藤なのか、
0:59:21	2日で資料提示があってそれに合わせ、

0:59:24	て整理をしておいて、2日以降に、ヒアリングをセットしていくのかっていうのはどっちですか。
0:59:32	すいません申し訳ございませんけど後者の方で考えています。
0:59:41	規制庁コサクです状況はわかりました。で、
0:59:46	そうだとすると、今日のような、よくわからない。
0:59:50	ような状況でも困るので、ちゃんとこれまではこうだったけどこうするとかですね、いう話も含めてこれまでさんざん、10月以降こういう体制でやりますと言ってたのがじゃあ何だったんだと。
1:00:03	というようなことにならないように、全体整理をして説明いただけるようお願いします。
1:00:10	そうするとですね、2日で資料提示あって、通常だと1週間かけて資料を見てヒアリングとか言ってますけど、
1:00:20	そういった体験みたいな話とかは早々にヒアリングをして、対応していった方がいいかなと思いますので、ヒアリングスケジュールについてはこの後事務的に調整をして、
1:00:34	対応していきたいと思いますのでよろしくお願いします。
1:00:37	いえ。こちらこそよろしくお願いします。
1:00:42	はい。
1:00:43	すいません。
1:00:50	規制庁吉見です。それではこれで本日のヒアリングを終了したいと思いますので、登録を停止します。
1:00:59	全体通しても確認事項と規制庁が原燃側から何かありますでしょうか。
1:01:08	元は特にありません。そうですね。よろしいですか。はい。
1:01:12	それではこれで本日のヒアリングを終了します。録音を停止し、